

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 22 条から 23 条の逐条解説

分担研究者 佐々木達也 名古屋学院大学法学部専任講師

研究要旨

労働安全衛生法(以下、「安衛法」)第 22 条および第 23 条は、事業者の講ずべき健康障害防止措置と作業場の環境整備についての規定である。第 22 条は労働者に健康障害を及ぼす重要な要因を列挙したうえで、健康障害の種別ごとからみて講ずべき措置内容を、第 23 条は建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の不適切が原因となる健康障害を防ぐために必要な措置を内容としている。ただし、第 22 条、第 23 条は健康障害を引き起こす要因を抽象的かつ広範囲に列挙することどまっており、危害防止基準は労働安全衛生規則(以下、「安衛則」)及び 11 本の特別衛生基規則に定められている。したがって、実際に労働者の健康障害を防止するためには、本研究の対象となる各条文と関連する規則をあわせて総合的に把握することが必要不可欠である。

そこで本研究は、労働災害を防止するための危害防止基準を分かりやすく解説すること、および関連規則を整理することとともに、研究対象条文における解釈上および実際上の課題を明らかにすることを目的とする。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 22 条から 23 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリストで

班員その他の専門家に照会した。

C. 研究結果

1. はじめに

安衛法第 1 条は同法の目的を達成するための手段の一つとして「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」を挙げている。

「危害防止基準」とは、事業者が、特定の危害源や健康障害の要因に対して、労働者に防護具を使用させる等、「必要な措置」を講ずることを義務づけるといった具体的な行為基準である。

安衛法第 4 章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」は、関連する規則と相まって、規制基準が定めたものである。しかし、安衛法第 20 条～第 25 条は事業者が、その使用する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき抽象的な義務を課すにとどまっている。事業者が講ずべき具体的措置については、法第 27 条第 1 項により厚生労働省令に委任されている。

本研究の対象条文は、事業者の講ずべき健康障害防止措置(第 22 条)と作業場の環境整備(第 23 条)について規定している。

本研究の先行研究における元労働基準監督官へのインタビュー結果として、「日本の現行安衛法制度は、規制等も含めた体系全体としては、その綿密さや過去の災害等を踏まえた実践的な有用性、事業者への威迫・強制性などの点で優れている」ものの、「安衛法本法を見ただけでは、具体的になすべきことが分かり難い」という課題を抱えていることが指摘されている。そして、その改善策として「中長期的展望として、法律本法とそれに連なる法体系を分かり易く整理し、法律本法を見れば、事業者らがなすべき基

本的な事柄が分かるようにする」ことが挙げられている¹。

本研究の対象となる安衛法第 22 条および第 23 条は、後述するように、安衛則及び 11 本の特別衛生規則が関連する条文であることから、安衛法本法のみから事業者が講ずべき必要な措置を読み取ることは不可能であり、特に分かり難い条文であるといえよう。そこで、本研究においては担当条文と共に、それに紐づく省令や、実際の適用例の整理を試みる。

2. 第 22 条

1. 1 条文

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の就業する作業場所、取扱操作をする機械、器具等の設備、取り扱う原材料、あるいは作業の性質に応じて、労働衛生面での十分な配慮がなされないとすると、関係労働者は種々の健康障害を被るため、事業者健康障害の防止の措置を義務づけている規定であり、健康障害の種別ごとに講ずべき措置を定めたものである²。

本条は、主として原材料、機械器具等の設備及び精神疲労等を伴う作業により生ずる健康障害を類型的に規制し、その防止を図ることを目的としている。

1. 2. 2 内容

本条においては、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを例示的に列挙しているが、その措置の対象とする健康障害を以下のように類型化して明確にしている³。

本条 1 号は、有害なガス、蒸気、粉じん（粉じんにはファイバー、ヒューム及びミストが含まれる。）による中毒、皮膚障害など、酸素欠乏現象による酸素欠乏症、あるいは病原体による疾病等いわば化学的な要因に基づく健康障害、すなわち呼吸により体内に吸収し又は有毒物を皮膚に付着させることによる健康障害を挙げている。本号に列挙されている健康障害は、例示的なものであって、およそ工場その他の事業場において労働者が作業する過程にあつて類似の健康障害を労働者に及ぼすものは、建設物その他の作業場から生ずるものを除き、すべて本条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれる。その対象となる原材料、ガス、蒸気、粉じんその他の物質などについては、本法第 27 条第 1 項に基づく命令、すなわち安衛則をはじめとし、有機溶剤中毒予防規則(以下、「有機則」)、鉛中毒予防規則(以下、「鉛則」)、四アルキル鉛中毒予防規則(以下、「四アルキル鉛則」)、特定化学物質等障害予防規則(以下、「特化則」)、酸素欠乏症等防止規則(以下、「酸欠則」)、粉じん障害防止規則(以下、「粉じん則」)及び石綿障害予防規則(以下、「石綿則」)において定められている。

本条 2 号は、皮膚障害、血液変化、生殖機能の変化等のいわゆる放射線障害、高温による火傷や熱中症、低温による凍傷や冷房病、超音波による皮膚深部などへの障害、騒音による難聴症、振動による白ろう病など振動障害、あるいは異常気圧による減圧症等のいわば物理的な要因による健康障害を挙げている。なお、「異常気圧等」の「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光線等の有害光線が含まれる(昭 47・9・18 基発第 602 号)。

本条 3 号は、計器監視の作業、精密工作の作業などのように高度の神経緊張や精神的活動の持続を必要とする特殊な作業におけるストレス等に関連する健康障害を例示的に掲げている。例えば、精密工作の作業についてみると、視機能の過重負担を生じやすく、これによって視力の低下のほか、視神経の疲労、大脳疲労に関連する健康障害を発生するおそれがある。本条に列举されている健康障害と類似の労働者に及ぼす健康障害についてもすべて第 22 条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれる。これに関連する安衛法第 27 条第 1 項に基づく命令としては、安衛則第 3 編第 4 章及び事業所則第 10 条において「精密な作業」についての措置が定められている。

本条 4 号は、有害物等を含む排気、排液又は残さい物による健康障害について包括的に定めている。鉛、カドミウムなどの有害な物質について、これらのガス、蒸気又は粉じんが局所排気装置や生産設備などからそのまま排出された場合には、作業場の再汚染、これらの物質を含む排液による有害なガスなどの異常発生又は地下水等の汚染を生ずるおそれがある。また、それら

は事業場附近一帯の環境をも汚染し、いわゆる公害を引き起こすことになる。労働者に対し健康障害を及ぼす主なものとしては、排気関係については、例えば、ジクロロベンジン、アルファーナフチルアミン、ジアニシジンなど製造許可を要する物質をはじめ、石綿、カドミウム、クロム酸、水銀などの特定の化学物質あるいは鉛及びその化合物等が挙げられる。また、排液関係については、アルキル水銀化合物、塩酸や硫酸などの強酸類、シアン化合物その他硫化ナトリウム、あるいは放射性同位元素により汚染された排液等があり、残さい物としては、アルキル水銀化合物や四アルキル鉛の廃スラッジが挙げられる。

本号に列举されている健康障害については、すべて本条による措置を講ずべき対象に含まれるものであるが、これらに関する安衛法第 27 条 1 項に基づく命令としては、安衛則をはじめとして、特化則、鉛則、四アルキル鉛則及び電離放射線障害防止規則(以下、「電離則」)が定められている。

1. 3 関連規則による健康障害防止等に 必要な具体的規制

労働者の健康障害の防止及び労働者の健康、風紀及び生命の保持のために事業者が講ずべき具体的な措置については、安衛則をはじめ、有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則、高気圧作業安全衛生規則(以下、「高圧則」)、電離則、酸欠則、事務所衛生基準規則(以下、「事務所則」)、粉じん則及び石綿則並びにこれらの規則に関連する厚生労働省令において定められている。

1. 3. 1 安衛則

安衛則第三編第一章の有害な作業環境において、安衛法第 22 条において類型化されている健康障害を防止するために「必要な措置」が定められている。具体的には、有害原因除去のための 3 ステップアプローチ(第 576 条)、ガス等発散の抑制のための発散源の密閉を筆頭とする 3 ステップアプローチ(第 577 条)、坑、ケーソンなど換気不十分な場所での(排ガスをもたらす)内煙機関の使用禁止(第 578 条)、局所排気装置の排気の無害化措置(第 579 条)、中和、沈殿、ろ過等による排液の処理(第 580 条)、病原体に汚染された排気、排液、廃棄物の滅菌処理等(第 581 条)、作業場における注水等による粉じんの飛散防止措置(第 582 条)、坑内作業場におけるガス濃度の抑制(第 583 条)、強烈な騒音を発する屋内作業場の明示等(第 583 条の 2)、強烈な騒音を発する屋内作業場における隔壁等の伝播防止措置(第 584 条)、暑熱、寒冷、有害光線や超音波、低酸素濃度、ガス・粉じん等の発散、有害物取扱い、病原体汚染等のリスク要因にばく露する場所への立入禁止とその表示、労働者の遵守(第 585 条)、有害物や病原体等の集積と表示(第 586 条)、施行令第 21 条第 2 号所定の作業環境測定を行うべき暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場(第 587 条)、施行令第 21 条第 3 号所定の作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場(第 588 条)、施行令第 21 条第 4 号所定の作業環境測定を実施すべき坑内作業場(第 589 条)、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場での定期的な騒音測定等(第 590 条)、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場の条件を変更した際の騒音測定等(第 591 条)、第 589 条第 1 号所定の坑内作業場における

定期的な炭酸ガス濃度の測定等(第 592 条)の規制が設けられている。

そして、同編第二章においては、労働者が健康を害するおそれがある業務に従事する場合に、事業主が保護具を備えなければならない旨を定めている(呼吸用保護具(安衛則第 593 条)、皮膚障害等防止用の保護具(同第 594 条)、騒音障害防止用の保護具(同第 595 条))。他方で、労働者が当該作業に従事する場合に「事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない」として労働者に対して保護具を使用することを義務づけるとともに、労働者に疾病感染のおそれがあるときは各労働者に専用の保護具を備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならないとしている(同第 598 条)。

1. 3. 2 有機則

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されており、常温では液体であるものの、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される⁴。そして、その毒性は、溶剤の蒸気の濃度、ばく露時間の長さ等により異なるが、急性中毒又は慢性中毒のかたちで人体に致命的に作用するので、予防措置が必要となる⁵。

有機則は、昭和 33 年に大阪、同 34 年に東京において、ヘップサンダルの製造あるいはポリエチレン袋の印刷に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発し、その原因がいずれもベンゼン中毒であったことが

判明したことを契機として、有害性が明らかかな有機溶剤 51 種類を対象として、これらの有機溶剤による労働者の健康被害を予防するために、労働基準法の衛生関係特別規則として制定、公布された(昭和 35 年労働省令第 24 号)⁶。有機則は、「有機溶剤による中毒の予防に必要な事項のうち、現行労働安全衛生規則に規定されていない事項及び規定されてはいるが、更に具体的に規定する必要がある事項について規定したものであり、両規則の規定が競合する部分については、安衛則を一般法とすれば、これに対して特別法の関係に立つもので」あって、「両規則の規定が競合する場合には、本規則の規定が優先し、本規則に規定されていない事項については、労働安全衛生規則の規定が適用される」と説明されている⁷。

有機則第 1 条は、本規則で用いられる「有機溶剤」、「有機溶剤等」及び「有機溶剤業務」などの各語についての意義を明らかにする規定である。本規則における「有機溶剤」とは、労働安全衛生法施行令別表 6 の 2(表参照)に掲げられており、有害度に応じて 3 種類に区分されており、第 1 種は厳しく、第 3 種は比較的ゆるやかな規制を受けることとなる⁸。

本規則第 2 章は、労働安全衛生法第 22 条に基づき、有機溶剤業務を行う場合に発散する有機溶剤の蒸気により作業場内の空気が汚染されることを防止するため、それに必要な設備の設置を有機溶剤等の区分、作業場所及び業務の態様に応じて定めている⁹。第 5 条は、第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に係る業務に労働者を従事させるときは、事業者は当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を

密閉する設備、局所排気装置(=工場や作業場、実験室などで発生する、粉じんや有機溶剤、ガスといった人体に有害な物質を、作業者が吸い込まないために、管(ダクト)によって有害物質を屋外に排出する装置¹⁰(図参照))又はプッシュプル型換気装置(=有害物質の発散源を挟んで、吹出し用と吸込み用の 2 つのフードを向き合せて設置する方式の換気装置¹¹(図参照))を設けなければならないと定めている。第三種有機溶剤については、全体換気装置(=換気扇などを設置し、工場内全体の空気を入れ換えることで、汚れた空気を輩出するための装置(図参照))の設置でもよいとされている(第 6 条 1 項)。

また、第 26 条においては、通気が不十分なため急性中毒の発生するおそれ大きいタンク内作業において有機溶剤業務に労働者を従事させるときに事業者が講じなければならない措置が定められている。本条によると、事業者は労働者を特定の業務に従事させる場合に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない(同 32 条、33 条)。

1. 3. 3 鉛則

戦後に労働基準法ができて間もなく、鉛中毒について多方面の調査研究が始められ、また産業界においても新しい鉛化合物や鉛作業が取り入れられ、それらによる中毒者がこれまでの法規では完全な予防が困難になってきたため、昭和 38 年に再度実態調査をしたところ、鉛中毒の疑いのある者が多いことが分かった¹²。そこで、昭和 40 年春から立法作業を開始し、昭和 42 年に当時の労働基準法に基づく衛生関係特別規則として制定されたのが本規則である。

鉛は、大量に、かつ、多方面にわたって用いられ、例えばその製錬、加工などの段階で発散する鉛のヒューム、粉じんにはく露することで、労働者に疝病、四肢の麻痺など極めて悪質な中毒を発生させる¹³。

鉛則においても、他の規則と同様に、事業主が鉛の製錬又は精錬などの業務に労働者を従事される際に講じなければならない措置(鉛則 5 条～23 条の 3)や当該労働者に保護具等を使用させなければならない旨(同 58 条、59 条)を定めている。特に、第 5 条においては、鉛製錬等に係る設備として、有機則と同様に、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置などを設けることが事業主に義務づけられている。

1. 3. 4 四アルキル鉛則

四アルキル鉛則の沿革をたどると、1951 年(昭和 26 年)5 月に公布・施行された「四エチル鉛危害防止規則」に遡る。

四エチル鉛は、自動車や航空機の燃料に添加して、ノッキングを防止するために用いられる無色の液体で、この蒸気を吸引すると、頭痛、吐気、倦怠感が起こり、重症になると錯乱状態になり死亡する¹⁴。この猛毒性により中毒者患者発生の危険性があったため、厚生省、労働省、運輸省、資源庁の各省庁で危害防止規定について協議し、労働省において、労働基準法に基づき、当時の労働安全衛生規則より高度の基準を規定することとなったため、「四エチル鉛危害防止規則」が制定されることとなった¹⁵。

しかし、昭和 37 年 7 月から 9 月にかけて、横浜市小柴にある米軍石油貯蔵タンク清掃作業で、作業員 29 人が四エチル鉛中毒にかかり、うち 8 人が死亡する事故が発生

した。同規則は、四エチル鉛の製造・輸送における中毒事故を想定しており、タンク内作業に関して使用者の行うべき中毒予防措置基準が定められていないという盲点があったため、昭和 36 年 5 月に規則が改正され「四エチル鉛等防止規則」として施行された¹⁶。

ところが、昭和 42 年 10 月、ぼすとん丸において四エチル鉛で汚染された船倉やタンクの清掃作業を行った労働者のうち 8 名が死亡、中毒者 20 名を発生させたぼすとん丸事件が起こった。この事件は、たまたま事故により流出した四エチル鉛で汚染されたタンク(もともとは重油タンク)を清掃した作業員が中毒にかかったもので、このような事態を当時の規則は想定していなかった。

このような規則の盲点をついた中毒事件が発生したことを背景に、中毒発生を予防するばかりでなく、輸入時の措置、製造工場に対する措置を含めた総合的な規制を目指したのが、昭和 43 年 4 月 1 日から施行されたのが本規則である。本規則は、四エチル鉛、四メチル鉛、その他の混合アルキル鉛について取り扱い上の規定、健康管理などについて詳しく規制している。

本規則は、第二章四アルキル鉛等業務に係る措置(第 2 条から第 21 条)において、労働者を一定の業務に従事させる場合に、事業者が装置等を密閉式の構造のものとすることや防護具を使用させることなど、労働者が健康被害にあわないよう必要な措置を講じることを義務づけている。

1. 3. 5 特化則

①労働省が労働者の特殊健康診断結果をとりまとめたところ、ベンジジンや砒素な

どの特定の有害物質を扱う労働者の健康被害の実態が明らかとなったこと、②労働者の健康を保持するための対策を一層強化するなかで、公害の発生原因をもあわせて排除しようとしたことから、労働省は昭和46年4月28日、特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号）及び関連する3つの告示（「ガス等の濃度の値を定める件」（昭和46年労働省告示第27号）、「健康診断の対象となる物を指定する件」（昭和46年労働省告示第28号）、「特定化学物質等作業主任者講習規程」（昭和46年労働省告示第29号））を制定し、これを公布した¹⁷。

従来の化学物質等に関する法規制は、①安衛則第174条¹⁸に、排気または排液中に有害物質等を含む場合における沈でん、収じん等をすべきことを抽象的に定めているにとどまり、わずかにベンジジン、五塩化石炭酸をこの条項に基づき規制しているに過ぎなかったこと、②安衛則以外の化学物質の規制としては、鉛則第25条（鉛の除じん）や四アルキル則第8条（四アルキル鉛の排液および残さい物の処理）のみであったこと、③有害物質に係る業務に従事する労働者の健康診断については、特定の有害物質についての単独の規則で規制されているほかは、大幅に行政通達に委ねられていたことから、極めて不備のある規制となっていた¹⁹。有機則は産業の発展によってより多くの有害物が使用されるにつれて、従来の規制では対応しきれなかった特定の有害物質を単独省令により規制したものである。

その後、昭和47年の安衛法の制定に伴って、新たに創設された製造の許可および流通段階における有害表示等の有害物対策規制とともに、従来の特定化学物質等障害予

防規則の内容に検討を加え、労働者の健康障害の防止の充実を期することとし、新たな特定化学物質等障害予防規則として昭和47年に公布・施行された（昭和47年9月30日労働省令第39号）。それ以来、数次にわたる改正が行われ、平成18年に特定化学物質障害予防規則と名称が改められた。

化学物質に関する規制は、本規則以外にも安衛法並びに有機則などの特別衛生規則にも置かれているため、本規則との関係を整理する。

まず、安衛法は、化学物質規制の類型として、製造等の禁止（第55条）、製造の許可（第56条）を定めている。第55条は、①黄りんマツチ、②ベンジジン及びその塩、③4-アミノジフェニル及びその塩、④石綿、⑤4-ニトロジフェニル及びその塩、⑥ビス（クロロメチル）エーテル、⑦ベーターナフチルアミン及びその塩、⑧ベンゼンを含有するゴムのり（②から⑧は含有量が一定割合以上含む製剤を含む）を「製造し、輸入し、譲渡し、供与し、又は使用」することを禁止している。そして、第56条は、①ジクロルベンジジン及びその塩、②アルファーナフチルアミン及びその塩、③塩素化ビフェニル、④オルトトリジン及びその塩、⑤ジアニシジン及びその塩、⑥ベリリウム及びその化合物、⑦ベンゾトリクロリド（いずれも含有量が一定割合以上含む製剤を含む）につき、製造の労働者のばく露防止の観点から「製造」についてのみ大臣の許可が必要とされている。第56条に列挙されている物質は「第一類物質」（後述）であり、取扱は本規則に基準がある。

また、安衛法における「製造等の禁止」、「製造の許可」の対象外となっている化学

物質は、その類型に応じて有機則や本規則に従って管理し、取扱を行うこととなる。

次に、有機則などの特別衛生規則との関係を見ると、他の特別衛生規則は物質名を規定しているほか、適用対象となる作業を列挙している点に特徴がみられる。例えば、有機則においては、第1条第1項第6号は有機溶剤等を取り扱い、又は有機溶剤等が付着している物を取り扱う等、なんらかの形で有機溶剤の蒸気を発散させる業務のうち、当該業務に従事する労働者が有機溶剤による中毒にかかるおそれがあると認められる業務(有機溶剤業務)を制限的に列挙しており、有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務(同号イ)や有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務(同号ハ)などの作業に有機則第2章から第7章の規定、及び第9章の規定が適用される²⁰。他方で、本規則は、化学物質の用途や有害性等が多様であるため、作業の列挙が困難であることから、対象物(特化物)を製造し、又は取り扱う作業のすべてを対象とする方法をとっている。特に有機則との関係において、従来は有機則の規制対象物質であった有機溶剤のうちクロロホルムなど10種(第1種有機溶剤と第2種有機溶剤)は、有機則の有機溶剤のうち、特に発がん性の高い物質として、平成26年8月の特化則等の改正の公布により、本規則の第二類物質の「特別有機溶剤等」に位置付けられ、本規則により特別有機溶剤として本規則により管理されることとなった(同年11月施行)²¹また、特別有機溶剤のそれぞれについて含有量1%を超えて含有するものも含めて「特別有機溶剤等」という。ただ、有機則の規制

対象物質である一般の有機溶剤と同様に、蒸気による中毒を発生するおそれがあるため、その含有量に応じて有機則のみが適用される場合と、本規則のみが適用される場合、そしていずれも適用される場合に分けられる。すなわち、①特別有機溶剤単一成分の含有率が1%超かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下の場合には特化則、②特別有機溶剤単一成分の含有率が1%以下かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%超の場合には有機則、③特別有機溶剤単一成分の含有率が1%超かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%超の場合には特化則と有機則の双方が適用される(表参照)。なお、特別有機溶剤単一成分の含有量が1%以下かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下の場合にはいずれの規則の適用もない。

特化則第1条は、本規則で用いられる物質についての規制区分を規定している。まず、「第一類物質」とは、安衛法第56条の製造許可対象物質である。次に、「第二類物質」とは、主として、慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備又は局所排気装置を設けるための設備を必要とする物質をいう。そして、「第三類物質」は、設備からの大量漏えいによる急性中毒を防止するため、一定の設備を必要とすべき物質を指す。本規則は、化学物質を大別して、その類型に応じて、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならないことなど製造等に係る措置(第二章(第3条から第8条))、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するために、特定化学物により汚

染されたぼろ、紙くず等については、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない旨(第 12 条の 2)などを規定する第三章(用後処理(第 9 条から第 12 条の 2))、特定化学設備等を使用して作業を行うときは第三類物質等の漏えいを防止するため必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと(第 20 条)や特定化学物質を運搬し、又は貯蔵するときは堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示する措置を講じ、保管については一定の場所を定めること(第 25 条)などを定める第四章(漏えいの防止(第 13 条から第 26 条))、第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業を行うときは作業場以外の場所に休憩室を設け、当該休憩室について汚染防止のための措置を講ずること(第 37 条)や第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業を行うときは洗眼、洗身、うがい等の設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること(第 38 条)などを定める第五章(管理(第 27 条から第 38 条の 4))において危険防止基準を定めている。

そして、ガス、蒸気または粉じんによる労働者の健康障害を防止するための措置として、第七章(第 43 条から第 45 条)は防護具についての定めを置いている。本章の規定は、作業の実態によっては設備上の措置だけではなおも不十分な場合、臨時的作業の場合、異常事態発生の場合等に対処するために、呼吸用保護具、保護衣等の備付けを規定している。第 43 条(呼吸用保護具)は、特定化学物質の製造又は取扱いを行う作業場に、送気マスク等給気式呼吸用防護具、防毒マスクなどを備え付けることを規定する。

第 44 条(保護具等)は、特定化学物質の第一類物質及び第二類物質が重度の慢性中毒を及ぼす物質であることに鑑み、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けることを義務づけている。そして、第 45 条(保護具の数等)において、前 2 条により備え付ける保護具等の数並びにその効果および清潔の保持を規定している。

1. 3. 6 高圧則

高気圧障害とは、高気圧による減圧症、酸素、窒素又は炭酸ガスによる中毒その他の高気圧による健康障害をいい(本規則第 1 条の 2 第 1 号)、治療方法の確立をみていない障害である。減圧症は、高気圧下の作業時に呼吸によって体内に取り込まれ、血液や組織中に溶け込んでいた窒素ガスが、急激に減圧を実施した際に体内で気化して気泡となり、この気泡が血液循環を阻害することにより血管を閉塞したり、組織を圧迫したりすることによって発生する障害のことである²²。減圧症は皮膚のぎ走感、そうよう感や関節痛、神経麻痺やけいれんなどを起こして、死亡することもある。また、酸素中毒は、通常のさんそよりも酸素濃度が高い、ましくは酸素分圧が高いガスを呼吸することにより、引き起こされる中毒状態で、肺型酸素中毒の場合には胸部の痛み、呼吸困難を、中枢神経型酸素中毒の場合には全身の痙攣や意識障害が生じる²³。

高気圧環境下における労働者の健康障害が問題となってきた作業は、潜水作業や圧気工法による土木工事の作業であった。これらの高気圧環境下の作業における労働災害を防止するため、1961 年に労基法に基づく労働省令として「高気圧障害防止規則」

(昭和 36 年労働省令第 5 号)が制定され、その後、安衛法の施行に伴い、実質的な内容の変更なく、同法に基づく「高気圧障害防止規則」(昭和 47 年労働省令第 40 号、以下「旧高圧則」)となった²⁴。同規則の目的は、高気圧下における労働者の健康障害、すなわち潜函等圧気工法(図参照)による土木工事の作業における高気圧障害の防止と潜水作業における減圧症の防止であった。

しかし、1976 年 2 月に栃木県の大瀬橋建設工事において潜函工法(ニューマチックケーソン工法)が取られていたところ、一酸化炭素を含んだ空気が潜函内に送給され、潜函内で作業していた労働者 6 人が一酸化炭素中毒で死亡する事故が発生した。この事故を契機に、それまで安全衛生規則第 2 編「安全基準」に規定されていた「圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止」の規定と、旧高圧則による高気圧環境下の作業における労働者の健康障害防止の規定を併せ、これらの規制内容をさらに充実させたのが 1977 年 3 月に公布された高圧則(昭和 52 年労働省令第 2 号)である(施行は同年 4 月 1 日)。本規則の施行に関して、「高気圧障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和 52 年 4 月 25 日基発 246 号)は、この改正の趣旨を以下のとおり説明する。

「今回の改正は、潜函工事等における最近の労働災害発生状況にかんがみ、次の事項を要点として行われたものである。

① 高気圧業務に係る危険及び健康障害を防止するため、一部の規定を除き、規制の対象を、高圧室内業務にあつては大気圧を超える気圧下における作業に、潜水業務にあつては水面下における作業にまで拡大し

たこと。

② 空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとしては握し、これに係る設備及び作業方法について規制を整備することにより高圧室内作業員について、減圧症の防止に加えて危険及び一酸化炭素中毒その他の健康障害を防止することとしたこと。

これに伴い、従来労働安全衛生規則に規定されていた圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止のための規定を、高気圧障害防止規則……に移し、その題名を高気圧作業安全衛生規則と改めたこと。」

①では旧高圧則における適用対象作業の範囲を拡大することで、大瀬橋事故と同様の事故の再発防止と減圧症など労働者の健康障害を防止するための改正が行われ、また、②では潜函作業の安全を確保するため、空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとして把握する必要があることから、異常温度の自動警報装置や気こう室内部の状態を把握することができるのぞき窓等の措置など潜函工事に関するいくつかの規定が改正された²⁵。

本規則²⁶は、第 2 章に設備に係る規制が置かれており、第 1 節(第 2 条から第 7 条の 34)は高圧室内業務に関する規制として、例えば作業室の気積(第 2 条)、気こう室の床面積および気積(第 3 条)、送気管の配管等(第 4 条)、空気清浄装置の設置(第 5 条)、排気管の配管(第 6 条)、圧力計(第 7 条)、異常温度の自動警報装置に係る規定、第 2 節(第 8 条、9 条)は潜水業務の規制として、送気を

調節する空気槽の設置(第8条)、空気清浄装置、圧力計または流量計の設置(第9条)の規制が設けられている。また、平成27年には、気こう室内に自動記録圧力計を設けること(第7条第6項)などの改正がなされた。第3章には業務管理に係る規制が置かれ(第2節(第12条の2から第26条)高圧室内業務の管理)、高圧室内業務を行うときは、高気圧障害を防止するため、あらかじめ、高圧室内作業に関する計画を定めること(第12条の2)及び必要のある者以外の者が気こう室及び作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならないこと(第13条)のほか、ガス分圧の制限(第15条)、酸素曝露量の制限(第16条)、有害ガスの抑制(第17条)など事業主が講ずべき措置、気こう室において高圧室内作業者に減圧を行うときの速度等(第18条)を規定している。

1. 3. 7 電離則

電離放射線とは、物質に吸収されるとその物質をイオン化(電荷的に中性の物質をプラスやマイナスの電荷を持つイオンにすること)させる作用のある電磁波及び粒子であり、人体に様々な障害を及ぼすのみでなく、寿命の短縮及び遺伝への影響もあるといわれる物質である。

第二次世界大戦後の経済復興、産業の発展に伴い、事業場、医療機関、研究所などにおいて、エックス線装置や放射性物質の利用が急速に増えてきた一方で、電離放射線に対する人々の知識は乏しく、それゆえに事故や健康障害が発生する実態が多く見られた。そこで、昭和20年代後半、放射性物質による健康障害の防止について、様々な

行政通達が発せられた。さらに、昭和30年代に入ると、①「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年6月10日法律第167号)に対応して、労働基準法の面からそれまでよりも充実した規制の必要性が生じたこと、②技術革新に伴い、電離放射線を取り扱う範囲が拡大されたため、それによる健康障害の防止を図る必要性が生じたことから、労働省は特別規則制定に向けた取り組みを開始し、昭和34年に電離則(労働省令第11号)を公布・施行するに至った²⁷。

その後、同規則は昭和33年に国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告による全面改正(昭和38年労働省令第21号(昭和38年12月28日公布、昭和39年1月1日施行))を経て、昭和47年労働安全衛生法の制定に伴い、新たな規則として発足した。

しかし、1971年9月、造船所で非破壊検査用の放射線源(ステンレスの鉛筆のような形状のもの)に触れたり、近くで眺めたりした労働者6名が被ばくし、放射線急性障害を訴えた事故をはじめ、非破壊検査で使用される装置の放射線源による事故が次々と発生し、社会的注目を集めることとなったため、労働省は「電離放射線障害防止対策要綱」(昭和48年3月12日付基発第121号)を定めるなどの対応をとるなどの規制強化を図った。

また、1999年9月の東海村JCO臨界事故を受けて、同種災害の再発防止を図るため、電離放射線障害予防規則の改正が行われた(平成11年11月30日労働省令第46号)。さらに、2011年3月に起こった東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所(東電福島原発)の事故の際にも、事態に

対応するための同規則の改正や、放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)の制定が行われている。

本規則第 2 章は管理区域並びに染料の限度及び測定について定めており、放射線業務を行う事業者が一定の区域を標識で明示しなければならないこと(第 3 条)、施設等の線量の限度(第 3 条の 2)、放射線業務従事者の被ばく限度(第 4 条から第 7 条の 2)、線量の測定(第 8 条)など事業主が講じるべき措置を規定している。

また、第 4 章は汚染の防止についての定めを置いており、事業主が労働者に防護具(第 38 条、第 39 条)、作業衣(第 40 条)を使用させなければならないこと、防護具又は作業衣が汚染されている場合には汚染を除去するまで労働者に使用させてはならないこと(第 41 条)を規定している。

1. 3. 8 酸欠則

昔から、古井戸の中には炭酸ガスがたまり酸素濃度が低下するから危険、飼料貯蔵庫(サイロ)やバナナ熟成室では内部に置かれた植物の呼吸により酸素が消費されるから危険、と言われるなど、社会生活においては古くから酸素欠乏の危険性が認識されていた。

労働者における酸素欠乏症が注目を集めたのは、昭和 36 年 8 月(江戸橋事故)、翌 37 年 4 月(神田橋事故)、同年 9 月(一石橋事故)に、東京都内での高速道路工事現場で相次いで作業員の死亡事故が発生し、その原因が酸欠空気であることが明らかとなったことである²⁸。これらの事故を受けて、東京都労働基準局は昭和 37 年 9 月に「酸欠調査

委員会」を発足させ、酸欠事故の実態調査等を行い、その調査結果は、昭和 42 年 11 月、「酸素欠乏症の防止について」の労働省通達に活かされた。

しかし、その後も、昭和 42 年 6 月に製薬会社のタンク内で労働者が倒れたり、同年 7 月に最高裁判所新築工事現場で労働者が死亡したりするなど酸素欠乏症による災害はなくならなかった。

このような状況下で、「酸素欠乏となるおそれのある場所」を特定し、その場所での対策を検討して、法制化する準備が進められた。その結果、昭和 43 年 11 月に「酸素欠乏症防止対策要綱」が公表されたものの、酸素欠乏症の発生は増加の一途をたどったため、行政指導の限界を越えて一層有効に災害発生を防止するために、防止規則を単独規則として新しく制定することとなり、昭和 46 年 11 月、労働基準法に基づく労働省令として、「酸素欠乏症防止規則」(昭和 46 年労働省令第 26 号)が制定された²⁹。

同規則の制定後、酸素欠乏症による災害は減少したものの、昭和 55 年 9 月に滋賀県彦根市の清掃センターごみ焼却炉の汚水処理施設で、配管の詰まりを取り除くために汚水槽に入った労働者が倒れ、救助しようとして入った労働者も倒れ、5 人が死亡する事故が発生した。この事故の原因は硫化水素であり、酸素濃度は酸素欠乏症防止規則に基準(酸素 18%未満)にはなっていなかった。この事故を契機として、昭和 57 年 5 月、酸素欠乏症と同時に発生するおそれのある硫化水素中毒も視野に入れた省令へと改正され、従来の名称に「等」を加えた酸欠則が制定された。

そのため、酸素欠乏の空気を吸入するお

そのある作業場所を広く列挙し、これを酸素欠乏危険場所として対象範囲を定め、これらの場所について作業環境の整備、測定その他酸素欠乏症又は硫化水素中毒を防止するための措置が確保されるよう、酸素則が制定された。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業主が講じるべき措置には次のものがある³⁰。

本規則第2章は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において酸素欠乏症等を防止するために講ずべき作業環境測定、換気、人員の点検、立ち入り禁止、作業主任者の選任、特別の教育の実施、退避等の措置について規定している。第5条は酸素欠乏作業に労働者を従事される場合に、当該作業を行う場所の酸素および硫化水素の濃度を保つために換気を行うことを事業主に義務づけている。また、第5条の2は、換気を行うことができない場合、又は換気を行うことが著しく困難な場合に、事業主が労働者に保護具を使用させること、および労働者には事業主の命令に従い保護具を使用することを義務づけている。さらに、第6条は、労働者が酸素欠乏等の空気を呼吸してよろめき、又は、失神することにより転落し危害を受けることを防止するために、転落のおそれのある場所では、安全帯を使用させなければならない旨を定めている。

また、第3章は特殊な作業における防止措置が定められており、第25条の2には、し尿等腐敗しやすくまたは分解しやすい物質を入れてあるポンプ等の設備の改造等を行う場合に講じるべき必要な措置が規定されている。

1. 3. 9 粉じん則

粉じん作業に従事する労働者が長期間粉じんを吸引し続けると肺に組織変化をきたし、じん肺という病気になる。粉じんの種類によってけい肺、溶接肺、炭素肺などと呼ばれるものの、有効な治療方法は確立されていない。このことから、昭和35年にじん肺の早期発見と適切な健康管理を目的としてじん肺法が制定施行された³¹。

しかしながら、じん肺有所見者数に鑑み、昭和52年にじん肺法が改正された。その際に、じん肺の健康管理とあわせて、職場における粉じんの規制を強化し、粉じん障害の予防を図るべきであるという意見が強く出されたため、労働省は昭和53年に「粉じん障害防止規則案要綱」を作成したものの、同要綱に対する不十分さが労組から指摘されたことから、同要綱に若干の修正を加えて粉じん則が制定された³²。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業主が講じるべき措置には次のものがある³³。

第2章は、安衛法第22条に基づき、粉じんの発散を防止するため又は粉じんを減少させるために必要な設備等の基準を定めている。第4条は特定粉じん発生源に対して①密閉する設備を設置すること、②局所排気装置を設置すること、③プッシュプル型換気装置を設置すること、④湿潤な状態に保つための設備を設置すること等の措置を定めている。第5条、および第6条から第6条の4は特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う場合の措置について定めている。さらに、第6章は労働者が粉じんを吸入することを防ぐために必要な保護具について、労働者にこれを使用させるべき事業者の責

務と、これを着用すべき労働者の義務を定めている。第 27 条は、一定の作業に労働者を従事させる場合に、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを事業主に義務づけている。

1. 3. 10 石綿則

石綿は天然の鉱物で、有用な物質として古くから利用されてきたが、発がん性などの人体への影響があり、日本を含めて 60 カ国以上ではすでに輸入や使用が禁止されている。石綿は非常に強力な発がん性物質であり、肺がん、中脾腫を発生させ、その特徴は中脾腫の潜伏期間は平均 40 年、肺がんは 30～40 年とされ、非常に長いことにある。

本規則の制定以前、石綿による健康障害の予防については、労働安全衛生法、特化則等に基づき必要な措置を講じてきたところ、石綿を含有する製品の製造等が禁止された（平成 6 年、平成 16 年）ため、国内の石綿使用料は大幅に減少した。

他方で、1970 年代後半から 1980 年代にかけて建設された石綿が含まれる建材を使用した建設物等の解体等の作業が増加することが予想され、石綿ばく露防止対策は、建築物等の解体作業が中心となり、事業主が講じるべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質とは大きくことなることから、新たに建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等の充実を図った単独の規則として、石綿則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）を制定、公布し、石綿による健康障害の予防対策の一層の推進を図ることとした。特化則から石綿則に移行するにあたって規制が充実強化された主要な対策は、①石綿等（＝石綿及び石綿を 1%を超えて含

有する製品等）が使用されている建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策、②石綿等が吹き付けられている建築物の管理、③石綿含有製品の計画的な代替化の促進であった³⁴。

くしくも、本規則が定められた 2005 年は、兵庫県尼崎市大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場の元従業員 79 名が石綿疾患で死亡していることが明らかになったほか、周辺住民にも石綿疾患が発生していることが報道され、石綿による健康被害が社会問題となった年でもあった（「クボタ・ショック」）。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業主が講じるべき措置には次のものがある³⁵。

まず、本規則第二章は石綿等を取り扱う業務等に係る措置を定めており、解体等の業務に係る措置（第一節）では、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業、吹付け石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業において、労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録するとともに、当該調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録することを事業者に求めている（第 3 条）。また、事業者、第 3 条の事前調査の結果を踏まえて作業計画を作成し、当該作業計画により作業を行わせること（第 4 条）、保湿剤等の除去作業、吹付け石綿等の囲い込みの作業について、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の立ち入りを原則として禁止し、およびその旨の表示をしなければならないこと（第 7 条）などを

規定している。第二節は、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置として、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこと、また労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具および保護衣または作業衣を使用させ、労働者は当該保護具等の使用を命じられたときはこれを使用しなければならないことを規定している(第 10 条)。また、第三節では、石綿等を取り扱う業務等に係るその他の措置として、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときには、労働者のばく露防止の徹底を図るために、当該労働者に呼吸用保護具を使用させることを事業者に義務づけている(第 14 条)。

そして、石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造または石綿分析用試料等を製造する作業場において、常時当該作業をする労働者については、その作業の記録および事故による汚染の概要を記録し、これを保存させることを使用者に義務づけている(第 35 条)。記録の保存期間は、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から 40 年間保存しなければならない。

1. 4 罰則

事業者が、本条に違反して必要な措置を講じない場合には、六カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(安衛法 119 条 1 号)。

2 沿革

工場法(明治 44 年 3 月 29 日 法律第 46 号)

・第 13 条「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」

工場危害予防及衛生規則(昭和 4 年 6 月 20 日 内務省令第 24 号)

・第 26 条「瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散シ衛生上有害ナル場所又ハ爆発ノ虞アル場所ニハ之ガ危害ヲ予防スル為其ノ排出密閉其ノ他適當ナル設備ヲ為スベシ」

・第 27 条「左ニ掲グル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨掲スベシ

一 爆発性、発火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ貯蔵ヲ為ス場所

二 毒劇薬、毒劇物又ハ其ノ他ノ有害料品ノ製造又ハ取扱ヲ為ス場所

三 瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散シ衛生上有害ナル場所

四 多量ノ高熱物体ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ濫リニ立入ルコトヲ得ズ

地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ関シ他種ノ作業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」

・第 28 条「研磨機ニ依ル金属研磨、炭酸含有清涼飲料水ノ罌詰其ノ他物体ノ飛来ノ虞アル作業、高熱物体又ハ毒劇薬、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ為ス作業、有害光線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸気若ハ粉塵ヲ発散スル場所ニ於ケル作業其ノ他危害ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ従事スル職工ニ使用セシムル為適

当ナル保護具ヲ備フベシ」

・第 29 条「衛生上有害ナル瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散スル工場ニ於テハ当該職工ノ為適當ナル食事ノ場所ヲ設クベシ但シ当該職工ガ工場内ニ於テ食事ヲ為サザル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ

毒劇薬、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ為ス工場、多量ノ粉塵ヲ発散スル工場其ノ他ノ工場ニシテ作業ノ為身体ヲ汚染スル工場ニ於テハ適當ナル洗面装置ヲ設ケ必需品ヲ備フベシ

前二項ノ工場又ハ高熱物体ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食事ノ場所、更衣所、含嗽装置若ハ浴場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」

・第 30 条「織機ノ杼ガ杼通ノ為緒ヲ吸出ス必要アルモノニ在リテハ緒引出具ヲ備フベシ

職工ハ杼通ノ為緒ヲ吸出スベカラズ」

労基法旧 42 条

「使用者は、機械、器具その他も設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」

戦前、工場法 13 条は工場及び附属建築物並びに設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあるときに必要な事項を命じ得ることを規定しており、特定の場合に行政官庁が命令を出すことを定めていた。そして、工場危害予防及衛生規則には、ガスや蒸気、粉じんなど労働者の生命、身体および健康に被害を及ぼすおそれの危害要因について、排出密閉などの適切な設備をすることや必要のある者以外を立ち入

り禁止とすること、そして作業に従事する職工に防護具を使用させることなど、工場主が講じるべき措置が定められていた。工場法当時に、現代における安衛則の衛生基準や各特別衛生規則に規定されている必要な措置につながる内容がすでに定められていた。

第二次大戦後、1947 年に制定された労働基準法 42 条は設備及び原材料を危害防止の対象とし、安全及び衛生のために考慮されるべき重要事項を例示しながら、使用者に安全衛生上必要な措置を採るべき一般的義務を課した。

また、労基法の立法作業と並行して、安衛則の原案作成が行われていた。当時、安全衛生に関する法規は、工場法施行令、工場法施行規則、工場危害予防及衛生規則など様々な規則があった。これらの法規は労基法の関連条項に基づいて検討、整理され、またこれらを骨子として、国際労働機関(ILO)の条約や勧告を参考にしながら、さらに工場監督行政の体験から得た必要事項を加えて原案を作成した後、数回の公聴会を経て、1947 年 11 月 1 日から安衛則が施行された³⁶。

労基法旧第 42 条における「必要な措置」は同法第 45 条の規定に基づき安全衛生規則等の諸規則において定められることとされていたところ、その中には、その後の安衛法の制定に際して法律事項とされた作業主任者、安全・衛生委員会、労働災害発生の急迫した危険があるときの労働者の退避、定期自主検査、検定、作業環境測定、有害業務の作業時間の制限、技能講習等の事項も規定されていたことを踏まえると、本条は労基法旧 42 条と同質のものとして、もう少し例示を細かく整えた形で整備されたものと

いうことができる。

3. 背景となった災害

本条は、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを抽象的かつ広範囲で列挙していること、そして具体的な内容は関連規則委ねられていることから、本条に定める危害防止基準を制定する際に背景となった災害を特定することは困難であると思われる。

ただ、以下の2点について指摘できると思われる。

まず、本条に関連する衛生特別規則の制定および改正についての背景となった災害については、前述のとおりである。また、直接的に背景となった災害が特定できていない特別衛生規則の中には、例えば鉛則や特化則のように中毒者数の実態調査により労働者の健康被害が明らかになったことから定められたと推察される規則も複数存在し、化学物質による健康障害は災害的出来事のみならず、労働者の健康被害の実態が規則制定の背景となっているといえよう。

また、すでに大正時代末期から金属中毒や粉塵による健康障害は職業病として注目され³⁷、そして工場法施行当時の昭和初期においても金属中毒(鉛中毒、水銀中毒、有機金属中毒、クロム中毒)、粉じんと塵肺、各種ガス中毒(一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒)に関する多くの事故が発生し、調査・研究が進められていたこと³⁸に鑑みると、工場危害予防及衛生規則から今日に至るまでの危害防止基準は、健康被害に苦しんだ数多くの労働者の犠牲のうえに成り立っているものであるといつて過言はないであろう。

4. 関連判例

4. 1 民事事件

4. 1. 1 林野庁高知営林局事件・高知地裁昭52.7.28判時861号24頁、高松高判昭59.9.19労判440号39頁、最二小判平2.4.20労判561号6頁

<事実の概要>

チェーンソー、ブッシュクリーナーを長期間使用していた伐採等作業員が振動障害に罹患したことにつき、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、「雇用者としての林野庁は、全く新しい機械を導入するのであるから、機械の人体に与える影響を当然事前に調査研究し、右機械の使用あるいは使用方法によって、作業員に障害がないことを確かめた上で、作業員に対し機械を使用させるべきであつた。

ところが林野庁は右義務を怠り、国有林における昭和32年のチェーンソーの本格的導入(ブッシュクリーナーは昭和36年)以前にすでにチェーンソー、ブッシュクリーナーと同様の振動器具である鋸打機、さく岩機等の使用によって蒼白現象等の振動障害が起ることが、わが国の学者の研究論文等で明らかとなっており、鋸打機、さく岩機等の使用による振動障害は労働基準法により、職業病に指定されていたにもかかわらず、単に振動の強度が異なること、チェーンソー、ブッシュクリーナーによる振動障害の実例がないことを理由に、チェーンソー、ブッシュクリーナーの導入に際して振動障害について事前に調査、研究をせず、チェーンソー、ブッシュクリーナーを導入し、原告らの経歴目録記載どおり、原告らにチェーンソー、ブッシ

ェクリーナーを使用させ、振動障害を惹起させたものであるから、安全配慮義務の不履行として被告は責任を負うべきである」としうで、①林野庁は早急に雇用者として振動障害について調査研究し、振動障害を予防すべきであったにもかかわらず、漫然とこれを放置したこと、②振動機械使用によりレイノー現象が発現している者にも振動機械を使用させたこと等により振動機械使用者の振動障害を増悪させたこと、③林野庁は振動機械の使用を中止せず、又振動機械の使用を中止しなかった場合振動障害を予防するため必要な措置と考えられる全林野の振動機械使用時間規制の要求に対して振動機械使用時間と振動障害との因果関係が明確でないことを理由にこれを拒否し、昭和44年4月26日に至ってようやく右要求に応じたことから、安全配慮義務の不履行を認めた。

これに対して、控訴審では、①林野庁がチェンソー等の実用を開始し順次これを増加させた昭和30年ないし同36年ころ、チェンソー等を導入するとそれを使用する者の身体に何らかの障害が生ずることのある可能性を全く予見できなかったこと、②林野庁は振動障害の発生の可能性を全く予見できなかったとはいえないがその当時の知見、経験からみて身体に振動障害が発生することはないと思ってチェンソー等を導入し、使用させたものであるから振動障害が発生したとしても控訴人に国家公務員災害補償法による補償義務以上に債務不履行の責任を負わさねばならぬ程の批難を加むべき違法性があると判断することはできないことなどから、林野庁の安全配慮義務違反を否定した。

そして、最高裁も、「社会、経済の進歩発展のため必要性、有益性が認められるがあるいは危険の可能性を内包するかもしれない機械器具については、その使用を禁止するのではなく、その使用を前提として、その使用から生ずる危険、損害の発生の可能性の有無に留意し、その発生を防止するための相当の手段方法を講ずることが要請されているというべきであるが、社会通念に照らし相当と評価される措置を講じたにもかかわらずなおかつ損害の発生をみるに至った場合には、結果回避義務に欠けるものとはいえないというべきである」と述べ、①チェンソーを導入したことにつき落ち度はなく、林野庁(被上告人)に振動障害を回避するためチェンソー等の使用自体を中止するまでの義務はないこと、②振動障害の発生を防止するために林野庁が社会通念上相当と認められる各種の措置を講じたこと、③林野庁としてはその置かれた諸条件のもとにおいて、結果回避のための努力を尽くしていたことから、林野庁に安全配慮義務違反はないと判示した。

4. 1. 2 東北機械製作所事件・秋田地判昭57.10.18 労判401号52頁(有機溶剤による健康障害)

<事実の概要>

原告X(以下、「X」)は、昭和26年12月に被告Y社(以下、「Y社」)に木型工として雇用され、昭和50年3月に退職するまでの間、一貫して木型・金型の修理及び塗装作業に従事してきた。

昭和32年7月頃からXの従事した作業では溶剤としてシンナーを使用していたものの、昭和45年頃までの作業場(旧作業場)

は換気扇の設備がなく、また有機ガス用防毒マスクを使用せずに作業をしていた。Xはシンナーを使用するようになった昭和32年頃から体調に異変が現れ、複数の病院を受診したところ、昭和49年5月にXは有機溶剤中毒症であるとの診断を受けた。

XはY社に対して、換気設備の設置や有機ガス用防毒マスクの支給など必要な措置を講じなかったことが雇用契約上の義務違反に当たると主張して、損害賠償を請求した。

<判旨>

Y社は、「旧作業場に、有機溶剤の蒸気の局所排出装置又は全体換気装置等を設けなければならなかったのに、当時それを怠ったのであるから、旧予防規則6条〔昭和47年10月1日以前の有機溶剤中毒予防規則一注〕に違反していたことは明らかである。」

「旧作業場時代において、Y社は、まずもって換気装置等の設備を設置して作業場の作業環境を改善すべきであったが、前記のとおりこれを怠っていたのであるから、右作業環境の改善にみあう措置として、少なくとも、塗装作業の際、原告を含む右作業の従事者に対し、有機溶剤の蒸気の吸引を防止するため、ホースマスク等の保護具を使用させるべき義務があったというべきである。

しかるに、Y社はXに対し、昭和46年頃までこれの使用を指示しなかったのであるから、右義務違反は明らかである。」

4. 1. 3 三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件・神戸地判昭59.7.20 労判440号75頁、大阪高判昭63.11.28 労判532条49頁、

最一小判平3.4.11 労判590号14頁

<事実の概要>

造船所で働く労働者が構内における騒音作業によって騒音性難聴に罹患して、聴力障害を被ったと主張し、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、まず、騒音職場における事業者の安全配慮義務の内容としては、労働省・安全衛生のしおりに記されている①環境改善、②騒音の測定、③防音保護具の支給、着用、④作業員への衛生教育、⑤聴力検査の義務があるものと解するのが相当であるとしたうえで、「被告は、その構内で就労する労働者の身体健康に危害(騒音性難聴の発生又は進行)を及ぼさないように万全の方策をとるべき注意義務を負う」として同注意義務は労働省・安全衛生のしおりに記載されている内容と同一であると判示した。他方で、①「原告らは、被告構内における騒音状況・騒音性難聴発生状況等がある程度認識しながら、あえて構内で就労するに至ったことがあり、……慰藉料の算定にあたっては、右の事情を減額事情として考慮する」こと(危険への接近の斟酌)、②「原告らは、それぞれ耳栓の支給を受け、これらを着用していたのであるが、……原告ら労働者の側についてみても、耳栓使用によって騒音性難聴を予防しあるいはその進行をくい止めることに対する認識が必ずしも十全でなかった」ことから、「この点を慰藉料算定にあたっては斟酌する」こと(過失相殺)を認めた。結論として、被告の安全配慮義務違反を認めた。

控訴審はおおむね第一審判決を引用して

被告の安全配慮義務違反を認めたが、危険への接近については、第一審原告らが騒音被曝により騒音性難聴に罹患し、それが進行する危険を「ある程度認識しながら、一審被告又は下請企業に就職して同被告神戸造船所構内で就労したからといって、直ちにその被害を全面的に甘受すべきものとし、……債務不履行責任に関しても安全配慮義務違反にはならないと解することはできない」、「但し、一審原告らが自己の体験に基づき一審被告神戸造船所構内における職場の騒音状況を知り、その騒音被曝により現実に聴力が低下したことを自覚し、騒音性難聴に罹患する危険のあることを認識しながら、他の就業先を選択して右危険を回避することが容易にできない等特段の事情がないにもかかわらず、敢えて一審被告あるいはその下請企業と雇用契約を締結し、再度又はそれ以上にわたり同被告神戸造船所で就労し、そのために騒音性難聴による被害を被ったときは、具体的な事情の如何により、慰料の額を定めるについてこれを減額事由として考慮するのが相当である」と判示した（一審原告らの損害額は変更あり、上告審は控訴審判決を維持）³⁹。

4. 1. 4 三菱重工業神戸造船所(振動障害)事件・神戸地判平 6.7.12 労判 663 号 29 頁、大阪高判平 11.3.30 LEX/DB 27826111 <事実の概要>

被告神戸造船所において就労中に振動曝露を受けた原告らが振動障害に罹患したことにつき、被告の安全配慮義務違反を根拠として、損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、被告の安全配慮義務の具体的内容について、原告らが主張する「労働安全衛生法上の各規定の内容と前記『チェンソー使用に伴う振動障害の予防について』と題する通達（基発第 134 号）及び同『チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について』と題する通達（基発第 608 号）の各内容とを総合すると」、被告は、原告ら従業員に対し、①原告ら従業員に対し振動による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと（労働安全衛生法 22 条）、②振動工具使用による振動予防として、工具の選定、振動作業の作業時間の管理、工具の保持、操作と作業方法の指導、作業標準の設定、施設の整備、保護具の支給及び使用の徹底、体操の実施、健康診断の実施及びその結果に基づく措置、安全衛生教育の実施を内容とする安全配慮義務を被告が負っていたと判示した。そして、「被告は、被告神戸造船所内で振動工具を使用する原告ら従業員に対し、振動障害の発生と進行を防止すべき安全配慮義務の履行を怠った」として、被告の安全配慮義務違反を肯定した。

他方で、被告が主張した一部の原告らの自己保健義務違反については、「振動障害患者については、喫煙は、血管収縮作用があるため末梢血液循環に最も有害であるとされており、また、摂取する栄養に配慮し、過度のアルコール摂取を慎むべきであり、単車の運転等の寒冷曝露は禁止すべきであること」、原告らの一部が医師から喫煙は振動障害に禁忌であるから控えるように指導されていたことから、「原告ら従業員のうち、喫煙や過度のアルコール摂取を行ったり、寒冷曝露に身を置いたと認められる者につい

では、本件慰謝料の算定に当たり、必ずしも療養に専念しなかったといわざるを得ない点を配慮して、かかる事実を減額事由として斟酌するのが相当である」と判示している(控訴審は原審判決を維持)。

4.1.5 喜楽鋳業(有機溶剤中毒死)事件・大阪地判平 16.3.22 労判 883 号 58 号

<事実の概要>

亡 A(以下、「A」)は、平成 6 年 4 月に被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、平成 7 年 4 月から、有機溶剤を取り扱う業務に従事していた。

平成 12 年 12 月初めころ、Y 社本社工場の廃溶剤タンクの底のほうにスラッジが溜まり、出口管が詰まって不具合が生じたため、同月 13 日に亡 A は清掃作業に従事したものの、亡 A は作業服姿で、ヘルメット、長靴及び手袋を着用していたが、送気マスクや安全帯は着用していなかった。翌日、亡 A が出勤しなかったことから、本社工場内を捜索したところ、タンク内で倒れているのが発見され、死亡が確認された。亡 A の死因は有機溶剤中毒であった。

亡 A の相続人である原告 X(以下、「X」)が、Y 社に対して、同事故は Y 社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をした。

<判旨>

「そして、事業者は、原材料、ガス、蒸気、酸素欠乏空気等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならぬところ(安衛法第 22 条)、有機溶剤は、揮発性の液体で、脂溶性等から体内に吸収されやすい上、その毒性は強く、場合によっては急性中毒により死亡するに至るなど、種々の

健康障害をもたらす有害な物質であるから、特に有機溶剤規則が定められ、安全衛生管理体制、貯蔵・取扱方法、屋内処理場における作業に当たり注意すべき事項(換気、送気マスク等の保護具の使用など)、健康診断の実施等、有機溶剤による健康障害の予防のため、種々の面から規制がなされている。」

「Y 社には、有機溶剤の特性、特にその有害性に鑑み、有機溶剤を取り扱う従業員に対する安全衛生教育を徹底し、有機溶剤による健康障害の発生を防止するために万全の安全管理体制を整えるなどの義務があるというべきであり、本件タンクの清掃作業に関しては、その作業を行わせるに当たり、あらかじめ安全を配慮した作業手順及び注意事項、特に、送気マスク等の保護具を着用せずに本件タンク内に入ることは厳に禁じられるべきこと等を具体的かつ明確に定め、これを周知徹底し、また、日頃から、有機溶剤の特性、特にその有毒性や、安全を図るための取扱上の注意等についての教育、指導を十分行い、さらに、本件タンク内の廃溶剤が有害・危険であることや保護具を着用せずにタンク内に入ることを厳禁する旨の表示をするなどして従業員の注意喚起をするなどの措置を講じ、もって、従業員の知識不足あるいは慣れからくる不注意、過信等を原因とする事故を未然に防止すべき注意義務があったというべきである。」

①「本件事故当時、廃溶剤タンクの清掃手順や作業に当たっての注意事項・禁止事項、特に、送気マスク等の保護具を装着せずにタンク内に立ち入ることは厳に禁じられていることの周知徹底は十分でなかったというべきで」あること、②「Y 社が後に策定した本件清掃作業手順書のような手順書を作

成して、それが周知徹底され」、「この手順に従って作業を実施していれば、本件事故は発生しなかったものと考えら」ること、③清掃作業の際に、上司が「亡 A に対して作業手順及び注意事項を明確に指示又は確認し、特に、本件タンク内に立ち入ってはいけない旨を十分に指導していれば、本件事故は発生しなかった可能性が大きいと認められる」こと、④Y 社は、「有機溶剤の毒性・危険性等に関する安全衛生教育を行わず、そのことも本件事故発生の一因となった」ことから、Y 社は安全配慮義務を怠ったものと認められる。

4. 1. 6 化学メーカーC社(有機溶剤中毒等)事件・東京地判平 30.7.2 労判 1995 号 64 頁

<事実の概要>

Y 社の従業員として化学物質を取り扱う検査分析業務に従事していた原告 X(以下、「X」)は、平成 18 年 5 月 26 日、平成 22 年 7 月 22 日に化学物質過敏症を罹患している旨の診断を受けた。その後も、X は他の病院においても、有機溶剤中毒及び化学物質過敏症を診断され(平成 26 年 1 月 8 日)、さらに揮発性有機化合物中毒の後遺症に基づく化学物質過敏症及び中枢神経機能障害が継続している旨の診断を受けた(平成 28 年 5 月 30 日)。

X は雇用契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償などを求めた。

<判旨>

「本件検査分析業務は、第一種有機溶剤等であるクロロホルム(有機則 1 条 1 項 3 号、

安衛令別表第 6 の 2 第 14 号)及び第二種有機溶剤等であるノルマルヘキサン(有機則 1 条 1 項 4 号イ、安衛令別表第 6 の 2 第 39 号)を使用する検査であって、有機則による規制の適用を受ける「有機溶剤業務」に該当する(有機則 1 条 1 項 6 号ル)。そのため、使用者である Y 社は、本件検査分析業務を行っていた 107 号室及び 110 室に、局所排気装置等を設置する義務を負っていた(安衛法 22 条、有機則 5 条)。

かかる安衛法及び有機則の規制の趣旨は労働者の健康被害を防止する点にあること及び有機溶剤の毒性は急性中毒又は慢性中毒の形で人体に致命的に作用することがあることに照らせば、Y 社は、X に対し、雇用契約上の安全配慮義務として、局所排気装置等設置義務を負っていたと解すべきである。」

「本件においては、ガスクロ検査業務ないしその前処理作業であるメチルエステル化作業が行われていた 107 号室には、局所排気装置等は設置されず、Y 社はその状態を放置していたと認められるから、局所排気装置等設置義務の違反が認められる。

他方、110 号室には、局所排気装置であるドラフトが 2 機設置されていたことが認められるから、同義務違反を認めることはできない。」

「保護具支給義務の趣旨は労働者の健康被害を防止する点にあること及び有機溶剤の毒性は急性中毒又は慢性中毒の形で人体に致命的に作用することがあることに照らせば、上記送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させるという保護具支給義務は、雇用契約上の安全配慮義務の内容になると解すべきである。」

4. 2 行政事件

4. 2. 1 植田満俺精錬所・守口労基署長事件・大阪地判昭 57.9.30 労判 396 号 51 頁、大阪高判昭 60.12.23 労判 466 号 5 頁(労基監督権限の不行使と国家賠償)

<事実の概要>

マンガン精錬所である被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、マンガン鉱の精錬業務に従事し、マンガン中毒に罹患した原告 X ら 4 名(以下、「X ら」)が、Y 社の安衛法第 22 条(労基法旧第 42 条を含む)及び特化則違反に関して労基署の労災防止のための監督権限の不行使を根拠として、国に対して国家賠償法に基づき損害賠償を請求した。

本事件では、Y 社に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求もなされているものの、判旨は国に対する請求に関する判示部分のみを記述する。

<判旨>

第一審は、「旧法〔旧労基法一注〕の労働衛生関係の条項の執行により労働者が受ける利益は所謂反射的利益ではあるが、反射的利益でも違法に侵害された場合は損害賠償義務が発生することがありうる」としたうえで、監督権限の「不行使の場合においても裁量の範囲を著るしく逸脱し、著るしく合理性を欠くと言えるような特殊な場合に、不行使を続けると不作為の違法として問責されるであろう。

但し、旧法上このような場合でも、事業者は、監督機関の監督を受けるまでもなく、少なくとも自己の事業に関する法令の規定を熟知して事業をなすべきものであつて、事業者は第一の、そして究極の責任者であり、

国は、二次的、補足的責任を負うにすぎない。」と判示する。そして、特殊な場合については、以下の要件を示した。すなわち、「甲事項 人間の生命、身体に対する危険が切迫していること。そして継続していること。乙事項 監督機関において右の危険の切迫し継続していることを知っているか、又は容易に知りうる場合であること。丙事項 監督機関においてその権限を行使すれば容易にその結果の発生を防止することができる関係にあり監督機関が権限を行使しなければ結果の発生を防止しえないという関係にあること。」であると判示した(1 名を除く、X ら 3 名につき、国に対する損害賠償請求を認容)。

これに対して、第二審は、「旧法及びその関連法令における労働者の安全衛生及び労働災害防止に関する諸規定は、いずれも使用者をして第一次的かつ最終的義務者であることを前提とし、行政官庁の権限は右使用者の義務履行を後見的に監督するものとされているのであつて、このような労働基準監督行政の性質からして、行政官庁による右諸規定に定められた権限の行使は、その合理的な裁量に委ねられたものと解するのが相当である」と述べたうえで、「労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によっては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかった場合に、監督機関の権限の不行使により国家賠償が発生しうると判示する(結論と

して原判決取消)。

5. 適用の実際

厚生労働省労働基準局準監督課「労働基準関係違反に係る公表事案(令和元年6月1日～令和2年5月29日公表分)」によると、安衛法第22条違反は9件(うち、安衛則第578条違反1件、酸欠則第9条違反1件、粉じん則第27条違反3件、石綿則第3条違反1件、同規則第6条違反1件、有機則第5条違反2件)であった。公表事案はいずれも、本条のみでなく、特別衛生規則にも違反している事案であることは、本条の適用における特別衛生規則の重要性を示しているといえよう。

また、厚生労働省労働基準局『平成30年労働基準監督年報』(以下、『平成30年年報』)によると、安衛法第20条～第25条の違反状況において、安衛則違反は438件、特別衛生規則違反は多い順に有機則 2,271件、粉じん則 1,485件、特化則 1,911件、石綿則 269件、酸欠則 87件、除染則 32件、電離則 18件、鉛則 17件、高圧則 6件であり、四アルキル鉛則違反はなかった。もともと、この統計は安衛法第20条～第25条違反の件数であるため、本条違反の件数は不明である。しかし、安衛法第20条～第25条において、事務所則を除く特別衛生規則が最も関連するのは本条であることから、本条違反が多数であると推察できよう。

さらに、『平成30年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成30年)」は13件である。

(未了 具体的な事例については調査中)

1. 1 条文

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の就業する作業場所、取扱操作をする機械、器具等の設備、取り扱う原材料、あるいは作業の性質に応じて、労働衛生面での十分な配慮がなされないとする、関係労働者は種々の健康障害を被ることとなるため、事業者健康障害の防止の措置を義務づけている規定であり、建設物その他の作業環境からみて必要な措置を定めたものである。

1. 2. 2 内容

1. 2. 2. 1 建設物等に関する必要な措置

本条は建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の不適切が原因で健康、風紀、生命の保持に支障が生ずることを防止することを目的とし、事業者が所要の措置を講じなければならないことを規定したもので、その対象は、労働者を就業させる建設物その他の作業場に限られることになる。

本条に関連する規則として重要なものとして、まず安衛則が挙げられる。同規則第540条は「事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。」(1項)、「前項の通路で主要なものには、これを保持する

ため、通路であることを示す表示をしなければならない。」(2項)として、「通路」の安全について定めている。また、第543条は「事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。」として、機械間等の通路についての安全を定めている。

1. 2. 2. 2 事務所則

本条に関連する特別衛生規則としては、事務所則(昭和47年労働省令第43号)が挙げられる。事務所則の制定以前においては、都市の人口集中や技術の進歩によって建築物の大型化や気密化が急速に進められたものの、ビル内部の環境衛生についての関心があまり高くなかったことから、室内空気の汚染による頭痛、冷房病のような健康障害、飲料水の汚染や悪臭の発生、不完全なごみ処理に起因する害虫の発生など環境衛生上好ましくないことが数多くあった⁴⁰。また、事務所労働に関する衛生上の基準は、安衛則の第3編(衛生基準)の規定が適用されてきたものの、同規則第3編の規定は、坑内労働、粉じん作業、暑熱・低温作業、放射線業務等いわゆる有害業務といわれる労働態様に最もフィットしたもので、事務労働の衛生上の規定を主たる目的とするものではなかった⁴¹。そこで、このような実情に対処し、事務所の衛生状態の改善を図るために定められたのが事務所則である

また、事務所則制定の背景には、以下の3つの要因があったことが指摘されている⁴²。

一つ目は、当時の労働行政が、労働衛生面について、「最低基準から快適基準へ」と変化しており、事務所則もその一環であった

という時勢の変化であった。

次に、1964年7月8日、国際労働条約機関(ILO)が、「商業及び事務所における衛生に関する条約(第120号条約)」を採択したことである。同条約は、同時に採択された「商業及び事務所における衛生に関する勧告」とあいまって、事務労働者の健康保持及び快適な作業条件の確保のためにも憲章的な役割を果たし、事務所則の制定において大いに参考にされた。

最後に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律が制定されたことである。同法の制定に触発された労働省は学識経験者からなる労働環境技術委員会を設置し、労働環境改善の技術的事項について検討を行った。そこでの検討結果を取りまとめ、昭和45年11月27日、労働省は中央労働審議会に対して、「事務所等の用途に供する建築物の衛生基準規則案要綱」について諮問し、同規則案要綱によることが適当である旨の答申を得、事務所則(昭和46年労働省令第16号)として公布制定された⁴³。

そして、昭和47年の安衛法の制定に伴い、同法の省令として、改めて事務所則(昭和47年労働省令第43号)として制定された。

その後、2004年3月に、建築物の気密性の向上、化学物質を放出する多くの建築材料等の普及に伴い、ホルムアルデヒド等の化学物質による室内空気の汚染対策についての規則が新たに加えられるなどの改正がなされている。

事務所則における危害防止基準としては、第二章において事務所の環境管理(第2条～第12条)、第三章において清潔(第13条～第18条)、第四章において休養(第19条～第22条)の定めが設けられている。各章

の概要は以下のとおりである⁴⁴。

まず、事務所の環境で、多くの働く人がいると問題になる室の狭さ、換気、一酸化炭素の含有量の改善が必要となるため、第二章の環境管理は、気積、換気、温度、空気調和設備等による調整、燃焼器具、作業環境測定・測定方法、照度、騒音及び振動の防止について規定している。

次に、第三章の清潔は、事務所における清潔を保持するための事項として、飲用・食器洗浄用の給水の基準、排水設備の補修と掃除、日常の定期的清掃及びねずみ等の防除、廃棄物の処理、便所の所要数及び構造要件ならびに洗面用施設と更衣設備の設置について規定している。

第四章の休養は、事務作業に伴う疲労の防止などを図るため、休憩室の設置、睡眠や仮眠の設備とそのための寝具の備付け、休養室の設置、ならびに持続的立作業における椅子の設置について規定している。

1. 2. 2. 3 罰則

事業者が、本条に違反して必要な措置を講じない場合には、六カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(安衛法第119条1号)。

2. 沿革

工場法(明治44年3月29日 法律第46号)
 ・第13条「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」

工場危害予防及衛生規則(昭和4年6月20日 内務省令第24号)

・第31条「地方長官ハ衛生又ハ危害予防上必要ト認ムルトキハ工場及附属建設物ノ採光、換気ノ為窓面ノ増加又ハ照明装置其ノ他適当ナル処置ヲ命ズルコトヲ得」

・第32条「工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フベシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

救急具及材料ノ備付場所及使用方法ハ之ヲ従業者ニ周知セシムベシ」

・第33条「食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツベシ

食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八条第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ズ」

・第34条「更衣所及浴場ハ之ヲ男女用ニ区別スベシ」

・第35条「地方長官ハ前各条ニ定ムルモノノ外工場及附属建物並設備ガ危害ヲ生ジ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命ズルコトヲ得」

・第36条「九条ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十一条ノ場所ニ於テ喫煙ヲ為シ其ノ他濫リニ火氣ヲ使用シタル者ハ科料ニ処ス」

労基法旧第43条

「使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換気、採光、照明、保温、防湿、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。」

本条も第22条と同様に、工場法13条が前身となっている規定であるそして、工場

危害予防及衛生規則が、工場及びその附属建設物の採光や換気など、建物その他の建設物の欠陥から生じる危険と列挙して、詳細な定めを置いていることも第 22 条の沿革と同様である。

労基法旧第 43 条が建設物を危害防止の対象として、使用者に危害防止の義務を規定し、その具体的内容は労基法旧第 45 条の命令に委任されていた。本条は労基法旧第 43 条に相当する規定である。

3. 背景となった災害

本条も、前条と同様に、労働者の健康、風紀、生命の保持に支障を生じる建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境を抽象的かつ広範囲で列挙していること、そして具体的な内容は関連規則委ねられていることから、本条に定める危害防止基準を制定する際に背景となった災害を特定することは困難であると思われる。

しかし、工場危害予防及衛生規則の時代から本条と同様の規定が置かれていることから、建設物や作業環境において労働者の健康や生命に危害を及ぼす要因は時代を越えて共通するものであるといえる。

また、本条との関連する特別衛生規則である事務所則は、都市への人口集中や技術の進歩に伴い新たに生じた問題に対応するために制定された規則であり、時代背景を反映して展開した条文である。

4. 関連判例

4. 1 刑事事件

M 製作所(労働安全衛生法違反被告)事件・千葉簡判平 13.4.13 労判 835 号 86 頁、東京高判平 14.3.22 労判 835 号 80 頁(安衛法 23

条、安衛則 540 条にいう「通路」の解釈)
<事実の概要>

被告人 Y1 社(以下、「Y1 社」)は、コンベア等輸送機の製作、備付け等の事業を営むものであり、被告人 Y2(以下、「Y2」)は Y1 社の取締役であった。

Y1 社は F 製作所から K 県経済農業協同組合連合会(以下、「農協連」)M 精米工場設備増設工事の製品タンク等の設備工事を請け負い、Y2 が Y1 社の工事の施工及び安全管理全般の統括をする現場責任者となった。

平成 11 年 8 月 29 日の作業中、機械室内に設置された長さ約 41 センチメートル、幅約 85 センチメートルにわたる開口部(1 階のコンクリート床からの高さ約 9.1 メートルで、その間は中空、以下「本件開口部」)が生じたため、Y2 は麻ロープを 2 本張らせるなどし、そのロープに白い布を結び付けさせ、従業員とともにその場を離れた。その後、増設機器の電気系統を点検しにきた他社の労働者が、前記ロープをくぐり、本件開口部をまたいで通ろうとした際、本件開口部から 1 階のコンクリート床に転落して間もなく死亡した。

この事故について、Y1 社らは安全衛生法令上の措置義務違反(安衛法第 23 条、第 27 条(安全措置義務)、安衛則 540 条 1 項(安全通路保持))により起訴された。

第一審判決は、「本件床面は、元々、経済農協連により、作業場(機械室)内で各種機器の保守・点検場所を順次移動するために設けられた本件通路の一部を形成していたものであり、Y2 らが本件床面を足場として据付作業をしていた間は、一時的には規則 544 条〔安衛則一注〕にいう作業場の床面として利用されたとしても、その作業終了後

は、本件通路は、全体として本体等工事、電気工事、保守・点検等をするための通路としての機能を回復し、それらに従事する労働者の使用に供されていたのであるから、本件床面は、規則 540 条にいう『通路』に該当することは明らかである。

「Y1 社は、本体等工事中、本件工場内で既存の通路に改変を加えた事業者(施工業者)として、規則 540 条により、配下の派遣労働者やその他工事及び本件工場関係者らが使用するための通路を有効に保持すべき措置義務を負っていたところ、Y2 は、本体等工事に関し被告人会社の現場責任者として常駐し、本件開口部の危険性を承知している者として、法 122 条〔安衛法一注〕により、右規則違反に該当する行為をしてはならない義務を負っているが、本件開口部を放置して右義務に違反したものであるから、Y1 社は、Y2 の行為により、右措置義務違反の責めを免れないというべきである」として、Y1 社を罰金 15 万円に、Y2 を罰金 15 万円に処すると判示した。

これに対して、東京高裁は以下のように、Y1 社及び Y2 を無罪と判示した。

安衛法第 23 条における通路の意義を検討すると、安衛法は、「そもそも、労働者の安全と健康を確保することなどを目的とするものであり(1 条)、同規則において、540 条 1 項で『事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。』と規定した上で、通路であることの表示(540 条 2 項)、通路の照明(541 条)、屋内に設ける通路の幅、通路面の状態(542 条)、機械間の通路の幅(543 条)等、通路の安全を確保するための基

準を示していることにかんがみれば、通路とは労働者が通行する場所をいうと解するのが相当である。」

Y2 と A ら 3 名は、「網状鋼板を取り付けるため、足場板を取り外して本件開口部を生じさせたが、この時点では、本件開口部は Y1 社の労働者が作業をなす場所であって、ここで作業中の労働者以外に、工場内で働く Y1 社の労働者はそもそもいないから、本件開口部は通路に当たらない。その直後、忘れていたコーキング作業を思い出し、麻ロープを張った上で、それぞれその場を離れ、コーキング作業が終わり次第、その場に戻って網状鋼板を取り付けることにしたわけであるが、この時点では、本件開口部は Y1 社の労働者が作業をなす場所ではなくなったとはいえ、……工場内で働く Y1 社の労働者は、Y2 を除けば A ら 3 名だけであるから、それ以外の Y1 社の労働者が本件開口部を通行することはあり得ず、A ら 3 名がコーキング作業中に戻ってきて本件開口部を通行することも考え難いから、本件開口部は通路に当たらないというべきである。そして、コーキング作業終了後に A ら 3 名が本件開口部に戻ってくれば、網状鋼板を取り付けることになるから、その時点では A ら Y1 社の労働者全員の作業する場所となり、それ以外の労働者が通行することもあり得ず、通路になるわけではない。実際には、本件開口部を農協連職員の B や I 電からの依頼を受けた C が通行し、あるいは通行しようとしたが、これらの者は Y1 社の労働者ではないから、これらの者が通行することがあるとしても、Y1 社の労働者にとっての通路になるわけではない。」

4. 2 民事事件

4. 2. 1 スズキ自販中部事件・津地四日市支判昭 51.2.9 判時 822 号 89 頁(ゴミ焼却作業中の火傷に対する使用者の安全保障義務違反の有無)

<事実の概要>

被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、Y 社四日市営業所に勤務していた原告 X(以下、「X」)は、昭和 48 年 1 月 13 日、同営業所のごみ焼却場とされていた同営業所裏庭において、X の所属事務所から出た不用カタログや紙くず等のごみを焼却すべく、これを従前の焼け残りのごみの上に積み重ねるように捨ててマッチで火をつけ燃やしていたところ、右従前の焼け残りのごみの中に入っていたガススプレーとおぼしい物が突然爆発し、右焼却場所から一メートル位離れて立っていた X の両足のストックングに火が燃え移り、よって X は両下肢に熱傷を負った(以下、「本件事故」)。

そこで、X が Y 社に対して本件事故につき、雇用契約上の安全保障義務違反に基づき損害賠償請求をした。

<判旨>

「本件事故当時 X が雇用されていた Y 社が、従業員たる X に対し、雇用契約上の安全保障義務を負担していた」。

「屋外である同営業所裏庭の平地を、焼却場として継続的に利用するときは、従前の焼却物の残滓の中あるいは当日の新たなごみくず等の廃棄物の中に、誰かが不用意に捨てた、本件事故時の爆発物であったと推測されるガススプレー等の危険物が混入することなども考えられ、そのような場合、本件のような事故が発生し得ることは予測さ

れなくもないことであって、してみれば、Y 社としては、このような事故を未然に防ぐため、より機能的な大型の事業所用焼却炉を設置して常に整備につとめ、あるいはまたコンクリートブロック等で囲んだ安全な焼却場をしつらえるなど、X から従業員の廃棄物焼却作業が安全に遂行できるよう、同営業所の物的設備を整えるべき、前記雇用契約上の安全保障義務があったと認められるところ、前認定の事実にてらし、また本件全証拠によるも、本件事故当時同会社が右の義務を十分に履行していたことを認めることはできない」。

本件事故は、「Y 社が雇用契約上の安全保障義務に基づく、十分な物的設備の整備を怠った結果、X が危険な屋外の平地での焼却作業に従事していたために発生したものと認められるから、同会社は、……本件事故によって生じた X の損害を賠償する責任がある。」

「本件事故の発生については、X においても、……危険な屋外の平地上でごみ等の焼却を行うに当り、従前の焼却物の残滓の上で焼却を始めるのであれば、右残滓の中にガススプレー等の危険な不純物が混入していないかどうかを一応確かめたるうえ、当日のごみ等を捨てて点火するなどの注意を尽すべきであったと考えられるところ、X にはこのような注意を怠った過失が認められる」ことから、損害額の 2 割が過失相殺された。

4. 2. 2 内外ゴム事件・神戸地判平 2.12.27 労判 596 号 69 頁(安衛法、同規則、有機則に定める使用者の義務との安全配慮義務)

<事実の概要>

原告 X(以下、「X」)は、昭和 40 年に被告 Y 社(以下、「Y 社」)の作業員として採用され、昭和 45 年から昭和 52 年末までの大部分の期間、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務に従事していた。

有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた各作業場は換気が悪く、また X ら労働者は保護具を着用せずに作業をしていたため、高濃度の有機溶剤に曝露する作業環境であった。X は、体調不良により診療所を受診したところ、医師は、X は Y 社の業務に起因して、慢性有機溶剤中毒に罹患したものであり、その発症時期は遅くとも昭和 52 年ころであると判断した。

そこで、X は Y 社に対して安全配慮義務違反を根拠として損害賠償を請求した。

<判旨>

安衛法、安衛則並びに有機則の各規定は、「いわゆる行政的な取締規定であって、右各規定の定める義務は、使用者の国に対する公法上の義務と解される。

しかしながら、右各規定の究極的目的は労働者の安全と健康の確保にある(労安法 1 条参照。)と解するのが相当であるから、その規定する内容は、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容ともなり、その規準になると解するのが相当である。」

「本件において、Y 社は X に対し右各規定の内容に則し次の具体的安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当である。

(イ) 原告の従事する本件各作業場内の有機溶剤曝露を最小限にするため、右作業場に所定の規模・機能を持った局所排気装置

を設置すべきであった。(労安法 22 条、23 条。有機規則 5 条、14 条ないし 18 条)

(ロ) 呼吸用保護具(防毒マスク)、保護手袋等適切な保護具を備えるべきであった。(労安規則 593 条、594 条。有機規則 32 条ないし 33 条)……」。

「Y 社は、X が本件各作業に従事中同人に対し負っていた具体的安全配慮義務に違反し、同人をして本件有機溶剤中毒に罹患せしめたというほかはない。」

5. 適用の実際

厚生労働省労働基準局準監督課「労働基準関係違反に係る公表事案(令和元年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 29 日公表分)」によると、安衛法 23 条違反は 2 件(いずれも安衛則 540 条違反)である。

また、『平成 30 年年報』によると、安衛法第 20 条～第 25 条の違反状況において、安衛則違反は 438 件、本条と関連性が強い事務所則違反は 8 件である。なお、この統計は安衛法第 20 条～第 25 条違反の件数であるため、本条違反の件数は不明である。

さらに、『平成 30 年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成 30 年)」は 4 件である。

(未了 具体的な事例については調査中)

D. 考察 及び E. 結論

今年度の研究は、対象条文と関連する特別衛生規則との関係を中心とした調査を行った。

1. 対象条文と関連規則

まず、対象条文と関連規則との関係を確認すると、本法により労働者に健康障害を及ぼす要因を抽象的かつ広範囲に定め、労

働者の健康障害を防止するために必要な措置を関連省令によって詳細に規定するという構造を取っている。本研究の対象条文における危害要因は、技術の進歩や労働者の健康被害の実態、災害的出来事を反映して、その都度対応がなされているものの、内容面では工場法及び工場危害予防及衛生規則の時代にはすでに原型が形成され、旧労基法を経て安衛法に至るものであり、連続性のある規定があることが明らかとなった。

関連裁判例や違反事例において、対象条文のみが問題となる事例はほとんど見られず、多くの事例は安衛則及び特別衛生規則違反があるがゆえに対象条文違反が問題となっている。このような実態に鑑みると、今年度の研究の結果からは対象条文における解釈上の問題は見られず、また改正する必要性はないものと考えられる。

また、本研究は先行研究において指摘されていた課題の克服及び改善策を実現することも視野に入れて、関連規則の制定・改正の背景及び対象条文との関係で重要となる規定の調査を行った。

日本における特別衛生規則の変遷及び現状については、①技術の発達、労働者の健康被害発症の実態、災害的出来事や社会問題に対応する形で内容を充実させてきたこと（充実化）、②主たる作業内容の変化により事業者が講ずべき措置が他の化学物質と大きくことなってきたことから、特化則における規制から石綿について単独の規則が制定されるなど危害要因それぞれの変化に応じて徐々に細やかな規制が設けられるようになったこと（細分化）、③例えば、特別有機溶剤等について、その濃度に応じて有機則と特化則の適用関係が変わるように（前述のと

おり、いずれか一方が適用される場合と重疊的に適用される場合がある）、複数の規則が関連する場合があること（複雑化）が指摘できる。

以上のような展開は、先行研究も指摘するように、綿密さや実際的な実用性を実現しており、危害要因それぞれの特徴に応じた定めを細かく設けることが労働者の健康障害を予防するために効果的であることは明らかである。しかし同時に、分かり易さという要請からは、正反対の方向への展開でもあるといえよう。したがって、細分化・複雑化した規則をどのように整理することで、分かり易さ・事業者にとっての見やすさを実現するかは難解な問題であり、この問題をどのように解消するかは今後の検討課題である。また、労働者の健康障害を防止するための措置は、危害要因が有機溶剤や鉛のような物質であるのか、高気圧や事務所といった作業環境であるによって異なるし、さらに危害要因の形状や有毒性の程度・取り扱う作業の方法などの特徴に左右されるため、法体系を整理する際にはどこに軸を置くかを定める必要がある。

2. 関連裁判例について

本研究で挙げた関連判例において、最も多いのは、事業者が特別衛生規則において定められる「必要な措置」を講じていないことにより発生した災害に対する安全配慮義務（安全保障義務）違反を争う事件であった。

まず、裁判所の立場を確認すると、安衛法、安衛則及び特別衛生規則などの規制は公的規制であり、同規制の定める義務は使用者の国に対する公法上の義務と解しつつも、これらの規定が労働者の安全と健康の

確保を目的とすることを根拠に、同規定の内容が使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとの理解が定着しているといえよう。このような考え方に基づくると、使用者は関連規則に定められた義務を適切に果たすことが、同時に労働者に対する安全配慮義務を履行することにもつながることになろう。また、特別衛生規則がない騒音についても、三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件・神戸地裁判決は労働省『安全衛生のしおり』の記載をもとに安全配慮義務の具体的内容を判示している点には注目すべきであろう。このことは、使用者の視点からみると、関連省令などを確認することで労働者に対して講ずべき安全配慮義務の範囲がおおむね予見可能であると解される。しかし、前述のとおり法体系が非常に複雑であり、かつ条文数も膨大であることからすべてを正確に把握することが難しく、講ずべき措置が使用者が理解できていないことが事件発生の一因になっていると考えられる。このように考えると、法体系を分かり易く整理することは使用者が安全配慮義務を履行するうえで有用であると思われる。ただ、安全配慮義務の内容は関連省令に定められる措置のみではないため、関連規則に定められる措置は安全配慮義務の履行として使用者が最低限講じるべき措置に過ぎず、状況に応じた配慮が求められよう。もっとも、技術の進歩により新たな機械や化学物質が傷病をもたらした場合、「社会通念に照らし相当と評価される措置を講じた」とときには事業者は結果回避義務を欠くことはないものの（前掲・林野庁高知営林局事件最高裁判決）、傷病が発生した当時の知識や認識をもとに如何なる措置を講じること

が必要であったかは、事業者にとって予見は困難とならざるを得ない。

他方で、スズキ自販中部事件は、使用者の義務違反を認めつつも、労働者自身も注意すべき義務を怠ったことから過失相殺を行っていることから、使用者が対象条文に定められた義務違反を放置し、かつその危険性について労働者に対して指導や注意をしていないという状況下においても、労働者が安全に作業を行うために自主的に注意する義務を負う可能性があることを示唆しているといえよう。

また、三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件判決においては、労働者が「耳栓使用によって騒音性難聴を予防しあるいはその進行をくい止めることに対する認識が必ずしも十全でなかった」として、過失相殺をしようの旨判示しており、使用者が省令等に従った措置を講じているにもかかわらず、労働者が十分に応じないことが賠償額の算定において斟酌される点には留意すべきである。事業者側が講じる必要な措置と同措置に対する労働者側の行動により損害賠償額を調整することは、安衛法第 26 条が「労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない」と定めていることにも整合し、同条が民事訴訟においても考慮されることが示唆される。

さらに、三菱重工業神戸造船所(振動障害)事件判決においては、使用者の主張する労働者の自己保健義務違反を認め、振動障害に罹患した労働者が医師から指導された飲酒、喫煙ならびに寒冷曝露の禁止を遵守していたか否かを賠償額の減額事由として考慮しており、労働者は被災後に治療に専念

することも判例上求められている。

次に、刑事事件である M 製作所(労働安全衛生法違反被告)事件は、開口部が安衛法 23 条における「通路」に当たるか否かは、開口部が生じた以後の時点によるとして、3 つの時点につき検討し、いずれも「通路」には当たらないと判示する。この判示において重要となるのは、開口部が生じた以後の時点、かつ Y1 社の労働者を基準に「通路」という概念を検討していることであり、地裁判決と高裁判決の結論を分けたポイントである。本件について学説には、Y1 社と Y2 にとって、「通路か否かの判断を、本件開口部が生じた後の時点に限り、事故が配慮すべき労働者に関してのみ行うのではなく、開口部が生じた以前の状況や第三者の行動まで考慮に入れて行うべきとすることは、厳格であるべき刑事事件の判断として妥当ではなかろう」との見解が見られる⁴⁵。

もっとも、また、判旨によると、同一の場所が「通路」であるか否かはその時点の労働者の作業状況次第であることになるが、このように解するとどの時点において当該場所が「通路」に当たるかについての判断が事業者にとって予見することが難しいケースが存するであろう点は課題となろう。

本件は刑事事件であるため、事件の処理としては妥当であると思われるものの、安衛法が労災の予防を目的としていることに鑑みると、同事件のように多数の関係者(工場の所有者、元請、複数の下請など)が同一場所で作業をする際に、どのように企業横断的な労災防止対策をすべきかについては検討する必要があるだろう。同事件は、ある下請会社の作業が原因で他社の労働者が被災した事件であるところ、民事訴訟であれば、

開口部を放置することにより工場内で作業する誰かが転落する危険性があることによって Y1 社らの民事責任が認められうる。しかし、そうした救済はあくまで発生した事故に対する責任であり、労災の発生を防ぐためには関係当事者間の連携と責任(刑事責任も含めて)の明確化が必要であると考えられる。同事件のように普段から工場内で作業する多くの者が通路として利用する場所等は、当該場所で直接的に作業する労働者のみでなく、工場内で作業する者すべてにとって危険が生ずることとなるため、特に対策が重要となろう。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的所有権の取得状況

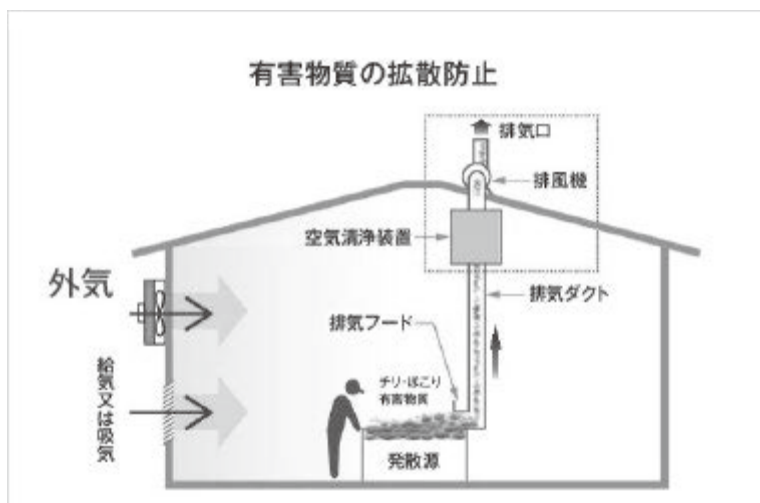
1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

H. 引用文献

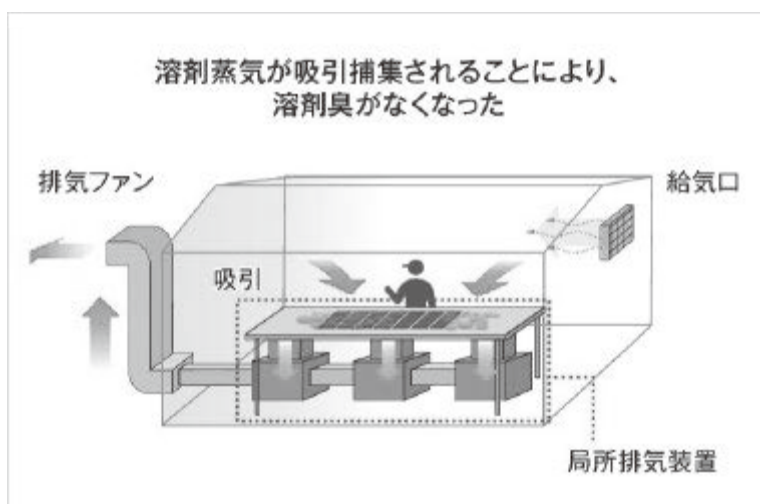
脚注を参照されたい。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1 段組）

【局所排気装置】



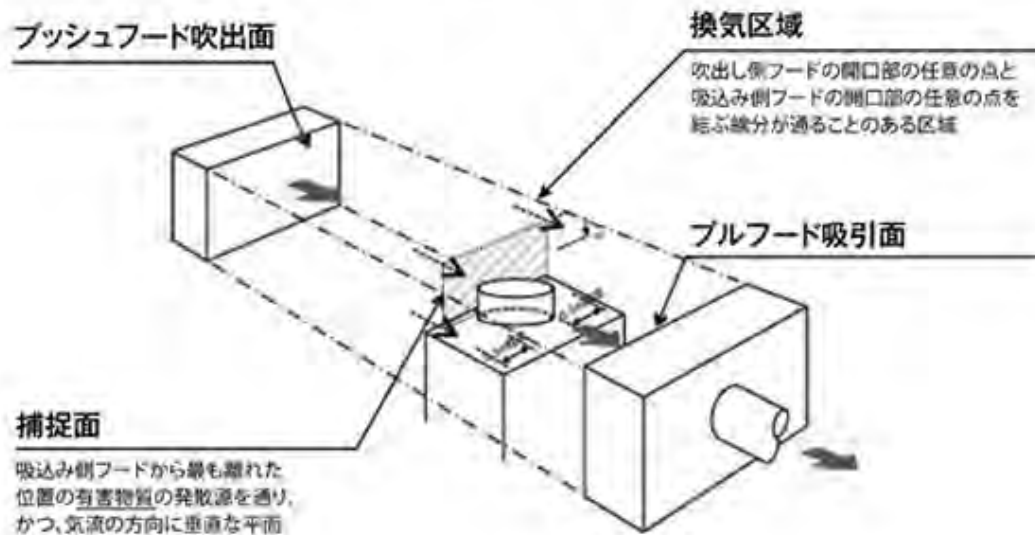
局所排気装置 1



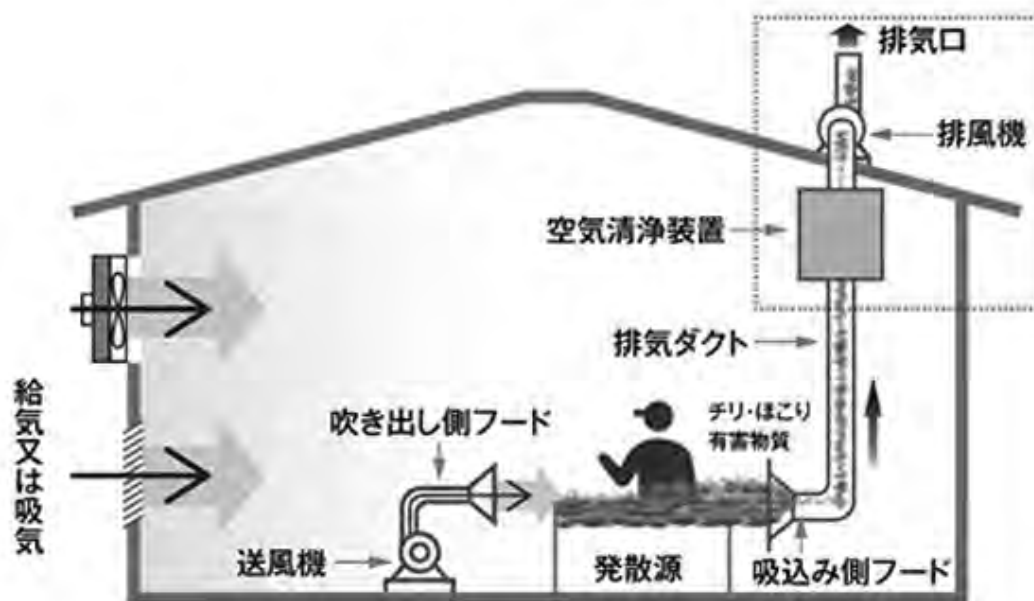
局所排気装置 2

テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/> : 最終
閲覧日 2020 年 10 月 26 日)

プッシュプル型換気装置の概念図

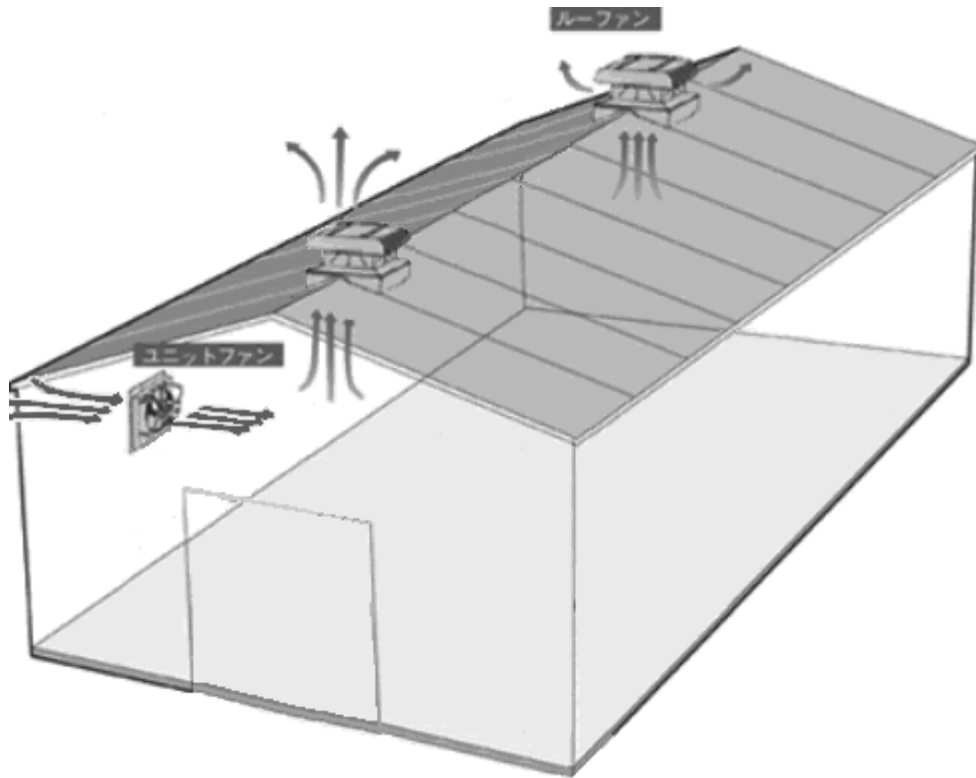


汚染物質の拡散防止



テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>)

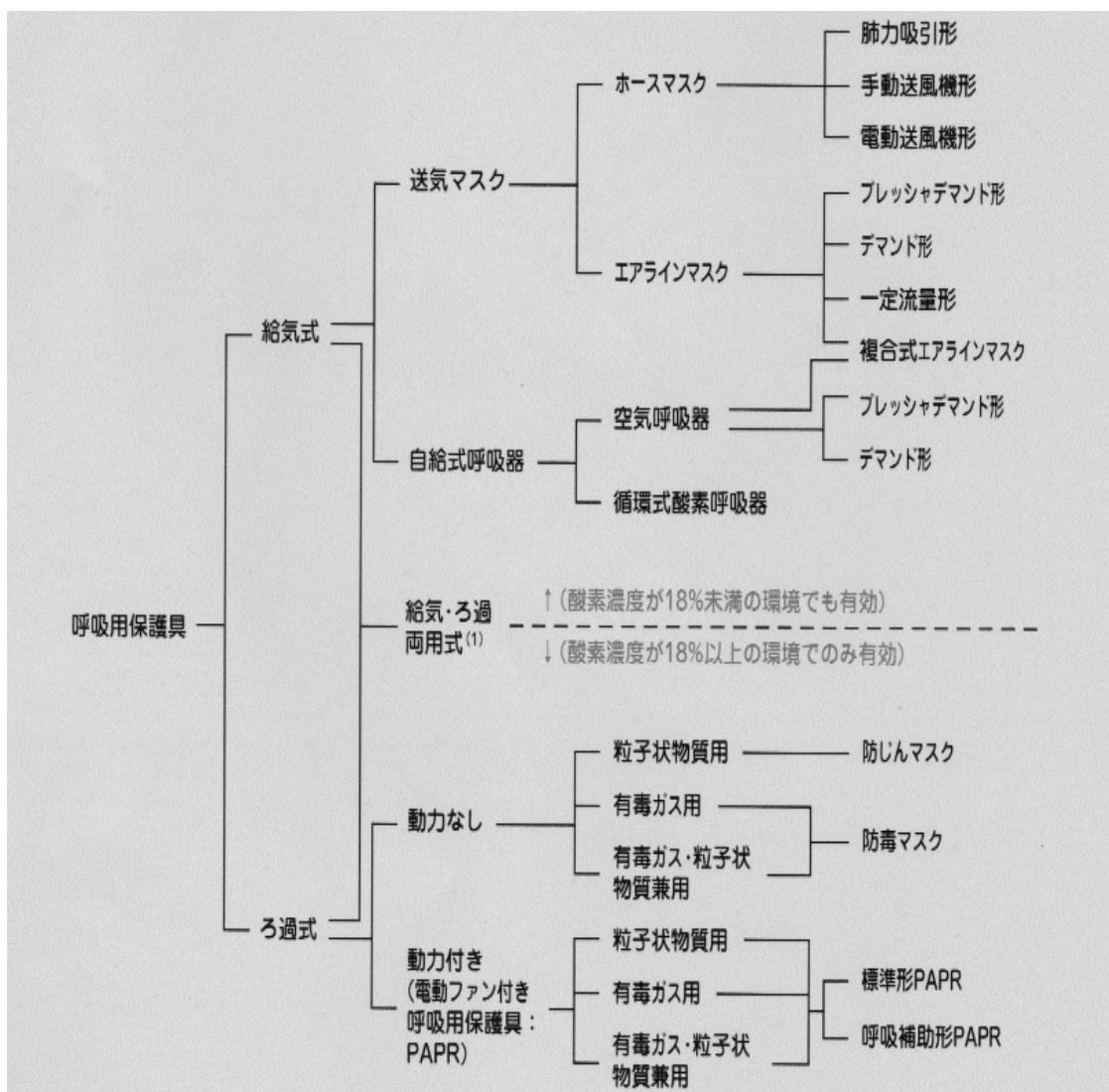
: 最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)



【全体換気装置】

株式会社吉田工業 HP (<https://www.k-yoshida.co.jp/f-zentai.html> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 28 日)

【呼吸用保護具の系統図】



安全衛生.COM(<https://安全衛生.com/2016/02/03/post-12154/#i-3> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)



【送気マスク】

株式会社 重松製作所 HP(https://www.sts-japan.com/products/soki_mask/ : 最終閲覧日
2020年10月26日)

【防毒マスク】



株式会社 重松製作所 HP (https://www.sts-japan.com/products/bodoku_mask/ : 最終閲覧日
2020年10月26日)

【電動ファン付き呼吸用保護具】



タニザワ(<https://www.tanizawa.co.jp/products/etc/etc-5/st271-4> :最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)

【鉛対策用呼吸保護具】

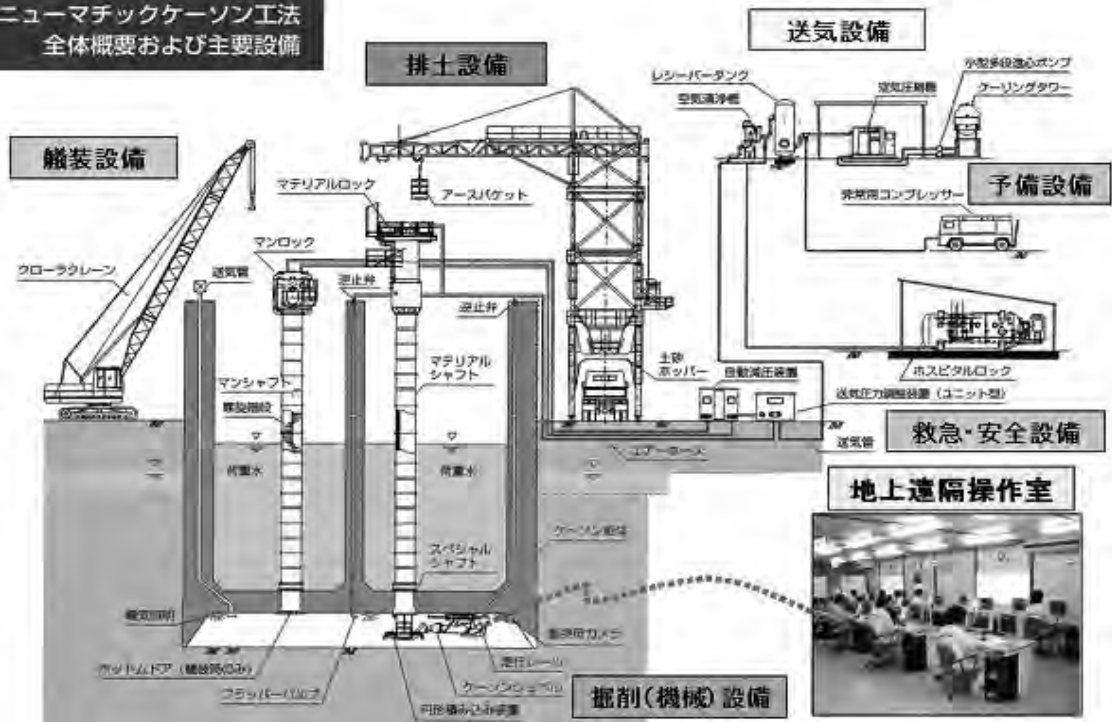


好川産業株式会社

(<https://premium.ipros.jp/yk-world/product/detail/2000262969/> :最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)

【潜函工法(ケーソン設備)】

ニューマチックケーソン工法
全体概要および主要設備



ニューマチックケーソン主要設備



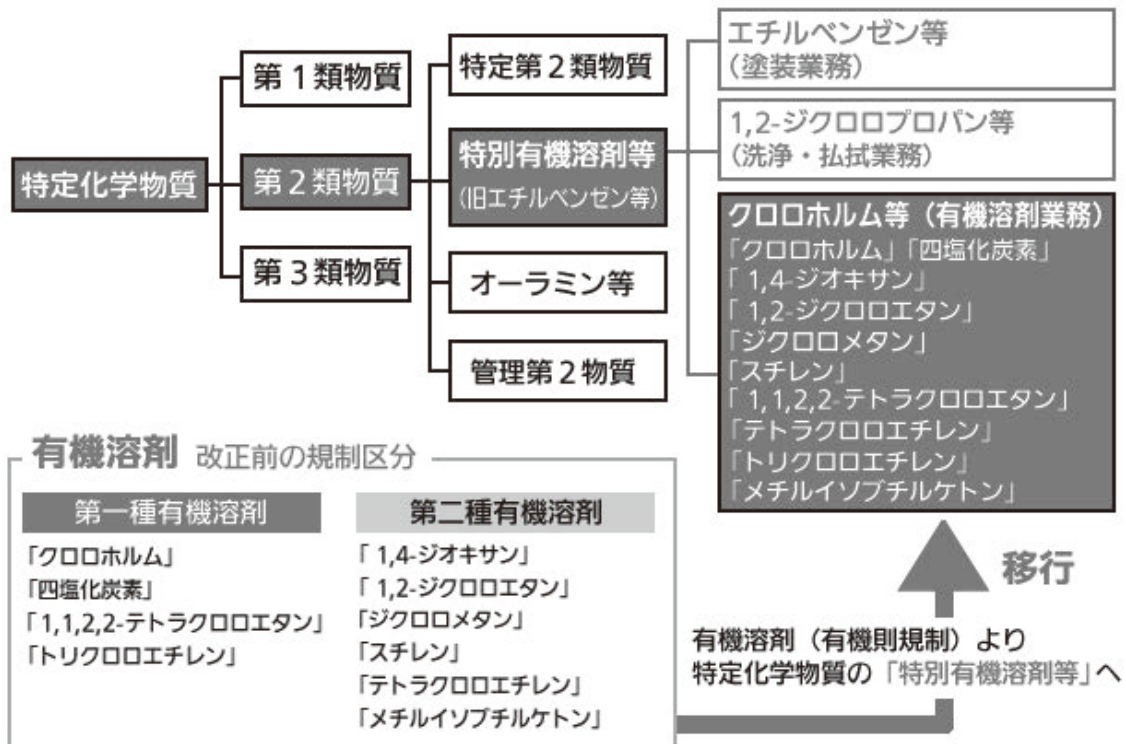
オリエンタル白石株式会社 HP (http://www.orsc.co.jp/tec/newm_v2/ncon02.html) : 最終閲覧日 2020年10月28日

【「特別有機溶剤」及び「有機溶剤含有物」の規制対象の範囲】



三協化学株式会社 (<https://www.sankyo-chem.com/regulation/tokkasoku/?lang=ja> 最終閲覧日 2020年10月29日)

【有機溶剤と特別有機溶剤の関係】



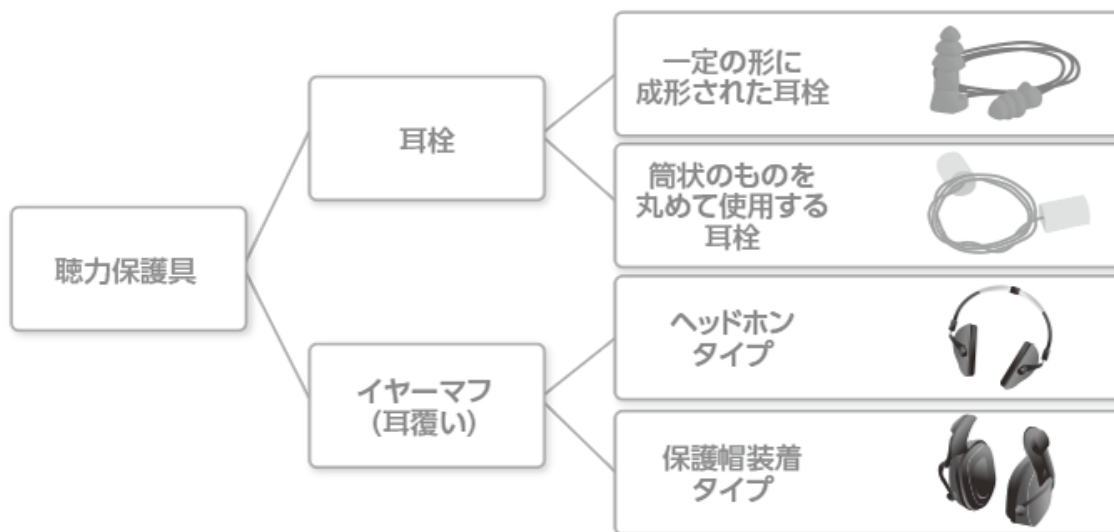
株式会社石井マーク (http://www.ishiimark.com/sgnplt_cem01.htm : 最終閲覧日 2020年10月29日)

【労働安全衛生法施行令別表6の2】

番号	有機溶剤名	第1種 有機溶剤	第2種 有機溶剤	第3種 有機溶剤
1	アセトン		●	
2	イソブチルアルコール		●	
3	イソプロピルアルコール		●	
4	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)		●	
5	エチルエーテル		●	
6	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)		●	
7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)		●	
8	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)		●	
9	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)		●	
10	オルト-ジクロルベンゼン		●	
11	キシレン		●	
12	クレゾール		●	
13	クロルベンゼン		●	
15	酢酸イソブチル		●	
16	酢酸イソプロピル		●	
17	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)		●	
18	酢酸エチル		●	
19	酢酸ノルマルブチル		●	
20	酢酸ノルマルブプロピル		●	
21	酢酸ノルマルブペンチル(別名酢酸ノルマルブアミル)		●	
22	酢酸メチル		●	
24	シクロヘキサノール		●	
25	シクロヘキサノン		●	
28	1,2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	●		
30	N・N-ジメチルホルムアミド		●	
34	テトラヒドロフラン		●	
35	1,1,1-トリクロルエタン		●	
37	トルエン		●	
38	二硫化炭素	●		
39	ノルマルヘキサン		●	
40	1-ブタノール		●	
41	2-ブタノール		●	
42	メタノール		●	
44	メチルエチルケトン		●	
45	メチルシクロヘキサノール		●	
46	メチルシクロヘキサノン		●	
47	メチルノルマルブチルケトン		●	
48	ガソリン			●
49	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)			●
50	石油エーテル			●
51	石油ナフサ			●
52	石油ベンジン			●
53	テレピン油			●
54	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)			●

株式会社エルエフ関西 (<http://lf-kansai.com/products/3workingenvironment/workingenvironment4.html#> : 最終閲覧日 2020年10月29日)

【騒音障害防止用の保護具】



聴力保護具を大きく分けると、耳の穴に入れる耳栓と、耳全体を覆うイヤーマフ(耳覆い)があります。どちらを使用するかは作業の性質や騒音の性状で選択します。騒音の大きなところでは耳栓とイヤーマフ（耳覆い）を同時に使用するとより効果的です。

日本聴力保護研究会(<http://japanhearing.jp/howtouse.html>：最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)

1 三柴丈典「総括報告書 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」(2014 年度(平成 26 年度)～2016 年度(平成 28 年度))<第 1 分冊> 28 頁、59-60 頁。

2 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—』(労働調査会、2020 年(令和 2 年))392,393 頁、労務行政研究所編『労働安全衛生法』(労務行政、2017 年(平成 29 年))316 頁。

3 本条 1 号から 4 号の詳細については、労務行政研究所・前掲注 2 393～395 頁。

4 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署『有機溶剤を正しく使いましょう』2 頁。

5 労務行政研究所・前掲注 2 400 頁。

6 中央労働災害防止協会編『有機溶剤中毒予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))11 頁。当時の状況について詳しくは、久谷與史郎『事故と災害の歴史館—“あの時”から何を学ぶか—』(中央労働災害防止協会、2008 年(平成 20 年))179～189 頁、中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 安全専一から 100 年』(中央労働災害防止協会、2011 年(平成 23 年))411～413 頁も参照。

7 労働省昭和 35 年 10 月 31 日基発 929 号「有機溶剤中毒予防規則の施行について」。

8 有機則の対象となる有機溶剤の種類と区分をまとめた表は、厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・前掲注 4 2 頁を参照。

9 中央労働災害防止協会編・前掲注 6『有機溶剤中毒予防規則の解説』69 頁。

10 テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>：最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)。

11 テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>：最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)。

- 12 山本秀夫「鉛中毒予防規則について」日本災害医学会会誌 15 巻 3 号(1967 年(昭和 42 年))138 頁。
- 13 労務行政研究所・前掲注 2 402-403 頁。鉛の生体への影響について詳しくは、太田久吉「化学物質による中毒の恐ろしさを知る 第 1 回鉛(Lead)」安全と健康 Vol.12 No.1(2011 年(平成 23 年))86 頁。
- 14 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『安全衛生運動史』 354 頁。
- 15 労働衛生課「四エチル鉛危害防止規則について」労働基準 3 巻 5 号(1961 年(昭和 26 年))9 頁。
- 16 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『安全衛生運動史』 354 頁。
- 17 「特定化学物質等障害予防規則の内容」労政時報 2085 号(1971 年(昭和 46 年))48 頁。
- 18 旧安衛規(労働省令第 9 号)第 174 条「排気又は排液中に有害物又は病原体を含む場合には、洗じょう、沈でん、収じん、消毒その他の方法によって処理した後、これを排出しなければならない」。
- 19 「特定化学物質等障害予防規則の内容」・前掲 17 50 頁。
- 20 中央労働災害防止協会『有機溶剤中毒予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))48-50 頁。なお、本規則第 8 章の規定は、有機溶剤業務以外の業務、例えば有機溶剤を貯蔵し、あるいは販売する業務についても適用される。
- 21 平成 26 年の特化則改正により第 2 種物質に追加された物質のほかには、エチルベンゼン(平成 24 年 10 月公布、平成 25 年 1 月施行の特化則等改正)と 1,2-ジクロロプロパン(平成 25 年 8 月公布、同年 10 月施行の特化則等の改正)の 2 種類が「特別有機溶剤」に当たる。
- 22 岡田和三・芳川信之・谷口拓也「高気圧下におけるニューマチックケーソン工法の無人化施工について」<https://thesis.ceri.go.jp/db/files/144183854158478d8c55bd3.pdf>(最終閲覧日：2021 年 3 月 30 日)
- 23 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/hearing_s/141120siryou07.pdf(最終閲覧日：2021 年 3 月 30 日)
- 24 高気圧障害防止規則の制定から高気圧作業安全衛生規則への改正について経緯は、後藤俊博「潜函内に一酸化炭素流入」安全と健康(2016 年(平成 28 年))42-44 頁に基づく。
- 25 同上・44 頁。
- 26 高圧則における規制の概要をまとめるに際しては、角森洋子『わかりやすい労働安全衛生管理』(産労総合研究所、2015 年(平成 27 年))219-221 頁も参照した。
- 27 電離放射線障害防止規則の制定および改正の経緯については、中央労働災害防止協会編『電離放射線障害防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2016 年(平成 28 年))、後藤俊博「ガンマ線照射装置による非破壊検査での相次ぐ事故での規制強化」安全と健康 Vol.17 No.5(2016 年(平成 28 年))45-47 頁に基づく。
- 28 規則制定の背景や制定過程については、久谷與史郎・前掲注 6 76-84 頁、後藤俊博「酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止」安全と健康 Vol.17 No.3(2016 年(平成 28 年))36, 37 頁。
- 29 「新しく制定された酸素欠乏症防止規則」労政時報 2101 号(1971 年(昭和 46 年))49 頁。
- 30 酸素欠乏症等防止規則の解説は、中央労働災害防止協会編『酸素欠乏症等防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2016 年(平成 28 年))に基づく。
- 31 露木保「粉じん障害防止規則の概要」季刊労働法 114 号(1979 年(昭和 54 年))124 頁。なお、じん肺法のルーツは、栃木県足尾町の広場で開催された「鉱山復興町民大会」から始まるけい肺法制定運動の結果として制定されたけい肺等特別保護法である。
- 32 藤原精吾「『粉じん障害防止規則』の解説」労働法律旬報 983 号(1979 年(昭和 54 年))38 頁。
- 33 本規則の解説については、中央労働災害防止協会編『粉じん障害防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2014 年(平成 26 年))に基づく。
- 34 「石綿障害予防規則の制定をめぐって」安全衛生コンサルタント No.75 (2005 年(平成 17 年))8 頁。
- 35 中央労働災害防止協会編『石綿障害予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))に基づく。
- 36 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『労働安全運動史』 217, 218 頁
- 37 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第三巻—倉敷労働科学研究所の創設から昭和へ—』(労働科学研究所、1980 年(昭和 55 年))137 頁以下を参照。
- 38 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第四巻—十五年戦争下の労働と健康—』(労働科学研究所、1981 年(昭和 56 年))54 頁以下を参照。
- 39 三菱重工業事件・神戸地判昭 62.7.31 労判 502 号 6 頁も、造船所の元従業員、下請作業員らの騒音性難聴の罹患について、職場騒音によるものであったとして会社の安全配慮義務違反を認めている。
- 40 石井國博「事務所衛生基準規則の考え方」労働法学研究会報 931 号(1971 年(昭和 46 年))1 頁。
- 41 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」労政時報 2091 号(1971 年(昭和 46 年))2 頁。

⁴² 石井・前掲注 40 2-4 頁。

⁴³ 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」・前掲注 41 3 頁。

⁴⁴ 労働と医学編集部「事務所衛生基準規則の解説」労働と医学 103 号(2009 年(平成 21 年))41-44 頁。

⁴⁵ 小畑史子「労働安全衛生法 23 条の『通路』の意義」労働基準 55 卷 2 号(2003 年(平成 15 年))22 頁。